

平成25年第1回御代田町議会定例会 議事日程（第1号）

平成25年3月8日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分事項の報告について（平成24年度御代田町一般会計補正予算第7号）
- 日程第 6 議案第 2号 御代田財産区管理会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 3号 御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 4号 御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 5号 御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第 6号 御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 7号 小田井地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第 8号 清万地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第 9号 児玉地区世代間交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第10号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第15 議案第11号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案について
- 日程第16 議案第12号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する条例案について
- 日程第17 議案第13号 御代田町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を

制定する条例案について

- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 御代田町社会教育集会所設置条例を廃止する条例案について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 御代田町道の構造の技術的基準等を定める条例を制定する条例案について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 御代田町道に設置する道路標識の寸法等を定める条例を制定する条例案について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 御代田町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例を制定する条例案について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 御代田町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定する条例案について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 5 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 5 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 2 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 2 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 2 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 2 5 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

案について

- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 2 5 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 2 5 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案
について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案につい
て
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案につ
いて
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予
算案について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度御代田町一般会計補正予算案（第 8 号）について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算案（第 3 号）について
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案
（第 5 号）について
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第
2 号）について
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 2 4 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案（第
2 号）について
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予
算案（第 3 号）について
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第
4 号）について
- 日程第 4 7 報告第 1 号 平成 2 5 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告
について
- 日程第 4 8 報告第 2 号 平成 2 4 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び補正予
算の報告について

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 8 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 5 年 3 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 5 年 3 月 1 8 日	午前 1 0 時 4 3 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 5 年 3 月 8 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 5 年 3 月 8 日	午後 4 時 4 2 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	市 村 千 恵 子	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	柳 澤 治	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 3	笹 沢 武	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 4	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	9 番 武 井 武
	1 0 番 市 村 千 恵 子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	古 越 光 弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	内 堀 豊 彦
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	重 田 重 嘉
総 務 課 長	清 水 成 信	企 画 財 政 課 長	土 屋 和 明
税 務 課 長	山 本 邦 重	教 育 次 長	荻 原 正
町 民 課 長	尾 台 清 注	保 健 福 祉 課 長	小 山 岳 夫
産 業 経 済 課 長	飯 塚 守	建 設 課 長	荻 原 浩
消 防 課 長	土 屋 淳		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 25 年 3 月 8 日 (金)

開 議 午前 10 時 00 分

○議会事務局長（荻原謙一君） 皆さん、おはようございます。

本会議に先立ちまして、柳澤 治議員、市村千恵子議員が、全国町村議会議長会表彰の栄に浴され、表彰状が届いておりますので、この場において伝達をいたします。

内堀恵人議長が代読して、表彰をお願いいたします。

よって、定例会開会時刻を、若干遅らせます。ご了承をお願いいたします。

なお、この自治功労表彰は、町村議会議員として15年以上在職し、地域の振興発展に寄与せられた功績のあった方に贈られるものです。

それでは、柳澤 治議員、市村千恵子議員、前にお進みください。

（内堀恵人議長 表彰状代読）

――― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（内堀恵人君） あらためまして、おはようございます。

これより、平成 25 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

――― 諸般の報告 ―――

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成25年3月8日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案42件・報告2件が提出されています。

2. 平成24年12月定例会において採択された請願の処理経過及び結果については、別紙のとおりです。

3. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他9名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

1ページをお開きください。

24御発第5124号

平成25年2月26日

御代田町議会議長 内堀恵人様

御代田町長 茂木祐司

請願の処理経過及び結果について（報告）

平成24年12月16日付け、御議発第62号で報告を求められたことについては、別紙のとおりです。

記

報告件数 1件

2ページをお開きください。

平成25年2月26日

所管課名 産業経済課

請願の処理経過及び結果について（報告）

付託委員会名 町民建設経済常任委員会

1 件 名

請願第14号 「御代田町商工会補助金」の現状堅持に関する請願

2 請願者名

御代田町大字御代田2422-29

御代田町商工会 会長 柏木 昭憲 他御代田町商工会役員24名

3 処理経過及び結果について

「御代田町商工会補助金」については、平成24年第3回御代田町議会定例会において小井土哲雄議員により一般質問があり、次のとおり答弁しました。

(答弁の要旨)

自律協働のまちづくり推進計画により経費的な補助金は削減する。ただし、事業を実施したいということでの補助については、検討していく要素はある。

以上のことから、平成25年1月23日(水)飯塚産業経済課長、荻原商工観光係長が柏木商工会長、依田指導員より、平成25年度の商工会事業について調査を行ったところ、新たな事業として次の2事業について計画説明があった。

1)「おかけうどん」の町内飲食店における定番メニュー化に向けた事業を実施するための調査研究費用として

300,000円

(県地域産業活性化基金事業による助成事業を要望している。)

2)自然エネルギーの活用に向けた調査研究として、御代田町における自然を活用し、様々な事業への有効活用を研究する費用として

200,000円

平成25年1月24日(木)飯塚産業経済課長より土屋企画財政課長へ商工会事業の説明内容について報告。

平成25年1月25日(金)平成25年度御代田町一般会計当初予算理事者査定で平成25年度の商工会補助金については、新規に2事業を実施する計画であり前年並みの補助金額を計上することに決定する。

【結果】

平成25年度の商工会補助金は、平成25年度御代田町一般会計予算(案)に3,000,000円を予算計上する。

理由：平成25年度新規に2事業を実施する計画があるため。

ということでございます。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（内堀恵人君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

市村千恵子議会運営委員長。

（議会運営委員長 市村千恵子君 登壇）

○議会運営委員長（市村千恵子君） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る3月1日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成25年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決1件、人事案1件、事件案7件、条例案14件、予算案19件、報告2件、計44件であります。

12月定例会以後提出された請願等はございませんでした。

会期は、本日より3月18日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

26ページをお開きください。

平成25年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第1日目	3月8日	金曜日	午前10時	開会 諸般の報告 会期の決定 会議録署名議員の指名 町長招集の挨拶 議案上程、議案に対する質疑 議案の委員会付託
第2日目	3月9日	土曜日		議案調査
第3日目	3月10日	日曜日		議案調査
第4日目	3月11日	月曜日	午前10時	一般質問

第 5 日目	3 月 1 2 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	3 月 1 3 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 1 4 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 1 5 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 1 6 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	3 月 1 7 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	3 月 1 8 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続きまして、常任委員会開催日程、全員協議会の開催日程について、報告いたします。次の 27 ページをご覧ください。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 3 日 水曜日 午前 1 0 時 大会議室

3 月 1 4 日 木曜日 午前 1 0 時 大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 1 3 日 水曜日 午前 1 0 時 議場

3 月 1 4 日 木曜日 午前 1 0 時 議場

全員協議会開催日程

3 月 1 5 日 金曜日 午前 1 0 時 大会議室

報告は以上です。

○議長（内堀恵人君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 8 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 3 月 1 8 日までの 1 1 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

9番 武井 武 議員

10番 市村千恵子議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（内堀恵人君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまにおかれましては、平成25年第1回御代田町議会定例会を招集申し上げましたところ、時節柄大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜り、ここに議会が開会できますことに、心から感謝を申し上げる次第です。

初めに、平成25年度御代田町の当初予算の編成方針について申し上げます。

まず、国の経済・財政の状況です。

我が国の経済は、東日本大震災からの復興需要などにより、穏やかに回復しつつあるとした評価も出ていますが、ヨーロッパなどでの経済不安に加えて、世界的な景気の低速・減速、円高、原発事故による電力供給の制約の影響などにより、依然として先行き不透明な状況が続いています。また、尖閣諸島問題が最大の貿易相手である中国に対する輸出の落ち込みや、観光客の来日キャンセルなど、日本経済に少なからず影響を及ぼしています。

一方、我が国の財政は、歳出が税収などを大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残額が平成24年度末で940兆円、対GDP比で196%に達する見込みであるなど、他の先進国と比較しても、状況は大きく悪化しており、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない状況となっています。

こうした中、持続可能な財政、社会保障制度の構築を図るため、社会保障と税の一体改革関連法が成立し、消費税率が引き上げられることとなっていますが、こうした増税が国民生活にどのような影響をしていくのかを見極めるとともに、日本経済の再生、成長に向けた大胆な予算の組み替えにより、成長と財政健全化の両立を

図ることや、徹底して行政の効率化・簡素化に取り組むことが求められていると考えられます。

次に、国の状況についてです。

昨年末の総選挙で、民主党が大敗し、自民・公明政権の復活となりました。安倍新政権は、危機突破内閣を標榜し、現在の深刻なデフレからの脱却を大目標に掲げて、大胆な金融緩和、機動的な公共投資、民間投資の成長戦略を3本の矢として押し進めようとしています。13兆円規模となった平成24年度の補正予算案は、防災・減災を盛り込んだものと安倍首相は強調しましたが、参議院ではわずか1票差での成立となり、薄氷を踏む成立となりました。

また、平成25年度予算案は、一般会計の総額で9兆2,600億円と、当初予算としては過去最大の規模となります。歳出では公共事業が5兆3,000億円と、当初予算では4年ぶりの増額となります。防衛費も11年ぶりの増額となります。地方自治体に配分される地方交付税などにつきましては、2.2%減額の1兆7,000億円ほどとなりました。

いずれにしましても、国の今後の動きは、参院選を意識した内容となり、極めて流動的になるものと考えられます。我々は国の動向を注視するとともに、積極的な姿勢で臨みつつ、その時々が発生する諸問題に対しては柔軟に対応していかなければならないと考えています。

次に、当町の財政状況及び方針についてです。

御代田町の平成23年度普通会計の決算につきましては、法人町民税や町たばこ税の伸び、普通建設事業への充当、一般財源の減少などの理由により、実質収支は約2億3,000万円の黒字となりました。経常収支比率は、平成22年度の73.7%から74.8%と、1.1ポイント上昇し、硬直化傾向にあります。財政健全化の指標である実質公債費比率は8.8%と、県内で上位から17番目に位置し、まずまず良好な状況で推移しています。

しかし、前年度8.2%、県内6番目であったことから見ますと、数値は上昇し、県内順位を落とす結果となっています。更に、中学校建て替えやまちづくり交付金事業債の元金償還が来年度から始まるため、今後も上昇していくことになります。

歳入では、平成24年度の税収は固定資産税の評価替えの結果、地価下落や家屋の経年減価の影響で大幅な減収となり、町民税における年少扶養控除の廃止による

増収を加味しても、全体として減収基調が継続し、厳しい状況となっています。また、地方交付税や譲与税等についても、国税及び県税の減収などから、町税と同様に減収が見込まれ、一般財源の確保は厳しい状況が続くと予想されます。

歳出では、義務的経費である人件費は、多くの退職者のあった一昨年までの減少に対し、平成24年度、25年度は、増加に転じる見込みです。扶助費は、本年度に県から市町村への事業移行が行われるなど、非常に大きな増額となっています。また、対象者も増加するため、今後も増加していくことが見込まれます。公債費は借り換え予定で借り入れた起債の全額償還を平成23年度に行ったことや、償還のピークを過ぎたことから一時的に減少しますが、中学校建て替えやまちづくり交付金の大型事業の元金償還が始まり、今後の増加は避けられません。また、投資的経費も引き続き、しなの鉄道を横断する栄橋の架け替えを行うまちづくり交付金事業などの大型事業により、多額の財源が必要となってきます。

町は継続的に健全財政を堅持し、近隣市町との連携を図る中で、大型事業の実施計画を進めます。また、少子高齢化、人口減少社会に対応し、不況対策に力を傾注してまいります。

基本方針としては、1つ、長期振興計画、自律協働のまちづくり推進計画を順守する。2つ、まちづくり交付金事業平成21年度から25年度を継続実施する。3つ、子育て支援事業を始め、福祉の充実を図る。4つ、可能な限り公共事業の前倒しをすることにより、景気対策を行う。以上の方針に基づいて、新年度予算案を作成させていただいたところであります。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項1件、人事案1件、事件案7件、条例案14件、平成25年度当初予算案12件と平成24年度補正予算案7件の予算案19件、報告事項2件の計44件です。

提案させていただきます議案の概要を申し上げます。

まず、専決処分事項であります。平成24年度御代田町一般会計補正予算（第7号）についてですが、佐久市の企業倒産に伴う緊急雇用対策事業に対応するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、報告を申し上げ、承認をお願いするものです。

人事案件につきましては、御代田財産区管理会委員の任期満了に伴う選任同意をお願いするものです。

事件案につきましては、平成24年度内に御代田町消防団第4分団ほか3カ所の詰所及び小田井・清万・児玉地区の世代間交流施設建設工事が完了することから、これら7施設の指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法、道路法等の一部改正がされ、国の政令省令等で定められていた内容を、町の条例で定めるようになったことによる条例制定7件や、子ども医療費について、中学生の所得制限を撤廃し、出生から中学卒業までのすべての子どもの医療費を無償とし、福祉の増進を図るため、御代田町福祉医療費給付金条例の一部改正を含め6件及び1件の条例廃止を含めた14件をお願いするものです。

次に、平成25年度当初予算につきまして、一般会計の予算額は59億9,807万円で、前年度に比べ、2億7,476万円、4.8%の増加となっております。

歳入の町税は、21億5,625万円の計上で、前年度比1,776万円の増となっておりますが、平成24年度の予算現額と比較しますと、194万円の減額であり、家屋の新增築による固定資産税家屋分の増額はあるものの、依然として続く景気の低迷や土地の下落により、個人・法人町民税、固定資産税は増収を見込めずに厳しい状況が続いています。

地方交付税は、前年度交付実績から7,800万円の増額を見込み、障害者自立支援給付負担金2,262万円の増額や農山漁村活性化プロジェクト交付金4,893万円の計上により、国庫支出金が5,758万円、県支出金で3,708万円の増となっております。

歳出では、平成21年度から実施し最終年度を迎えますまちづくり交付金事業8億2,906万円をお願いしました。平成24年度に引き続き、下藤塚地区の水路改修、郵便局前のしなの鉄道を横断する栄橋架け替え整備を中心とする道路改良事業や、北小学校のグラウンド改修を予定しています。

このほか、杉の子幼稚園未満児保育施設建設補助金、たんぼぼ保育園増改築補助金や、佐久地域全体で財政支援する佐久総合病院佐久医療センター整備負担金、面替地区に整備するクラインガルテン整備事業などをお願いしました。

また、特別会計については、11特別会計で総額35億6,315万円と、前年に比べ、7,201万円、2.1%の増加となっております。増額の主な要因は、共

同事業拠出金の伸びによる国民健康保険特別会計、保険給付費の伸びを見込んでいる介護保険特別会計や、上水道移行業務を実施する小沼地区簡易水道特別会計の増額によるものです。

続きまして、平成24年度一般会計補正予算（第8号）の概要ですが、歳入歳出総額から、それぞれ1億2,256万円を減額し、合計64億129万円とするものです。

歳入は、歳出事業費の見込みや確定による国・県支出金や繰入金、町債の減額とあわせ、新たに2月26日に成立した国の補正予算に対応した国庫支出金や、町債の増額を計上しています。

歳出は、まちづくり交付金事業で実施しているしなの鉄道栄橋架け替え委託料や、道路改良工事に伴う補償料の減額と、海洋センター体育館耐震補強工事の事業確定による減額が発生し、役場庁舎整備基金への積立金1億円の増額のほか、国の補正予算に対応し、北小学校の大規模改造事業としまして、1億250万円の計上をお願いしています。

なお、北小学校大規模改造事業につきましては、25年度当初予算により事業実施する予定でしたが、24年度予算に計上することにより、有利な町債が活用できるため、急きょ補正予算に計上したところです。

また、特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など6会計において2,000万円の減額補正を計上しました。

報告事項につきましては、平成25年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告と、平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び補正予算の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき、原案どおりのご採決をお願い申し上げまして、平成25年第1回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀恵人君） これより、議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第5 議案第1号 専決処分事項の報告についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 専決処分事項の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりをお願いいたします。

専第1号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成25年2月18日に専決をさせていただきました。内容は、平成24年度御代田町一般会計補正予算(第7号)でございます。

こちらは、町長の招集のあいさつにもございましたが、佐久市のスペースエナジーが閉鎖となる関係で、県の緊急雇用補助金を得て、3月から5名の雇用をするために、2月中に予算措置をする必要が生じたことにより、専決をお願いしたものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ134万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億2,386万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入。款15、県支出金。項2、県補助金。こちらは、緊急雇用創出補助金でございます。既定額に134万1,000円を増額するものでございます。

歳入合計が65億2,386万2,000円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2、総務費。項1、総務管理費。こちらのみ共済費でございまして、10万7,000円の計上でございます。残りの項目につきましては、臨時雇用の関係の賃金、それから消耗品、パソコン購入費経費等でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費で51万8,000円。

款6、農林水産業費。項1、農業費で23万円。

項3、農地費で26万2,000円。

款10、教育費。項1、教育総務費で23万円。

14款の予備費で6,000円を調整させていただきまして、歳出合計額134万1,000円を加えて、65億2,386万2,000円とする補正予算案でございます。

以上、専決補正予算の報告でございます。よろしくご承認のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

先ほどの説明におきますと、3月1日から雇用をしたい、5名の雇用をしたいということですが、この5名の雇用は確定をしたのか。それからこの5名の雇用期間は幾日から幾日、あるいは今年1年なのか、雇用期限が切れた場合の町の考えはどういうふうになるのか、教えてください。

○議長（内堀恵人君） 土屋企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えをいたします。

5人を雇用するという計画でやってございますが、3月1日現在で雇用できたの

は、産業経済課でまだ1人だけであります。現在、雇用する方を探しているという状況でございます。

この予算によるこの雇用の期間は、当然これは3月分だけでございますけれども、新年度におきまして、平成26年2月まで、1年間という計画でございます。それ以降のことについては、まだ決まっております。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第1号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第2号 御代田財産区管理会委員の選任について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第6 議案第2号 御代田財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第2号 御代田財産区管理会委員の選任についてでございますが、こちらは町長のあいさつにもございましたけれども、任期満了に伴う選任でございます。

下記の者を、御代田財産区管理会の委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書（昭和31年協議第1号）第3条の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 御代田町大字御代田2481番地1

氏 名 駒 村 眞 一

生年月日 昭和13年9月18日生

住 所 御代田町大字御代田2621番地イ

氏 名 板 橋 三 雄

生年月日 昭和24年11月3日生

住 所 御代田町大字御代田2231番地7

氏 名 市 川 基

生年月日 昭和13年10月10日生

住 所 御代田町大字御代田3871番地1

氏 名 土 屋 延 男

生年月日 昭和15年1月22日生

住 所 御代田町大字御代田3035番地5

氏 名 柳 澤 忠 良

生年月日 昭和14年2月26日生

住 所 御代田町大字御代田1809番地

氏 名 尾 台 吉 正

生年月日 昭和15年5月5日生

住 所 御代田町大字御代田2429番地7

氏 名 櫻 井 平 次 郎

生年月日 昭和29年2月9日生

以上でございます。よろしくご審議のうえ、同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 御代田財産区管理会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

――日程第7 議案第3号 御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者の

指定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第7 議案第3号 御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○消防課長（土屋 淳君） 議案書の8ページをお願いいたします。

議案第3号 御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者として指定したいことから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年御代田町条例第18号）第4条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記

施設の名称 御代田町消防団第4分団詰所

施設の所在 御代田町大字塩野3189番地9

指定管理者 御代田町清万区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第3号 御代田町消防団第4分団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第8 議案第4号 御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者の

指定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第8 議案第4号 御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

(消防課長 土屋 淳君 登壇)

○消防課長(土屋 淳君) 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第4号 御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者として指定したいことから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年御代田町条例第18号)第4条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記

施設の名称 御代田町消防団第6分団詰所

施設の所在 御代田町大字御代田2485番地38

指定管理者 御代田町栄町2区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号 御代田町消防団第6分団詰所の指定管理者の指定について

は、原案のとおり決しました。

――日程第9 議案第5号 御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者の

指定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第9 議案第5号 御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長

（消防課長 土屋 淳君 登壇）

○議長（内堀恵人君） 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第5号御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

下記の者を御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者として指定したいことから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年御代田町条例第18号）第4条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記

施設の名称 御代田町消防団第10分団詰所

施設の所在 御代田町大字草越413番地8

指定管理者 御代田町草越区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 御代田町消防団第10分団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第10 議案第6号 御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者の

指定について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第10 議案第6号 御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋淳消防課長。

(消防課長 土屋 淳君 登壇)

○消防課長(土屋 淳君) 議案書の11ページをお願いいたします。

議案第6号 御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者の指定についてご説明をいたします。

下記の者を、御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者として指定したいことから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年御代田町条例第18号)第4条第1項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記

施設の名称 御代田町消防団第11分団詰所

施設の所在 御代田町大字広戸712番地1

指定管理者 御代田町広戸区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

ます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第6号 御代田町消防団第11分団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第11 議案第7号 小田井地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第11 議案第7号 小田井地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の12ページをお願いいたします。

議案第7号 小田井地区世代間交流センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

下記の者を、小田井地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年御代田町

条例第18号)第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 小田井地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字御代田1603番地3

指定管理者 御代田町小田井区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号 小田井地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

――日程第12 議案第8号 清万地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について――

○議長(内堀恵人君) 日程第12 議案第8号 清万地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の13ページをお願いいたします。

議案第8号 清万地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を、清万地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設指定管理者の指定手続き等に関する条例(平成17年御代田町条例第18号)第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

施設の名称 清万地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字塩野3310番地1

指定管理者 御代田町清万区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号 清万地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

――日程第13 議案第9号 児玉地区世代間交流センターの指定管理者の

指定について――

○議長（内堀恵人君） 日程第13 議案第9号 児玉地区世代間交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第9号 児玉地区世代間交流センターの指定管理者の指定について

下記の者を、児玉地区世代間交流センターの指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成17年御代田町条例第18号）第4条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 児玉地区世代間交流センター

施設の所在 御代田町大字御代田3995番地19

指定管理者 御代田町児玉区

指定の期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで5年間

説明は以上でございます。ご審議のうえ、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第9号 児玉地区世代間交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第14 議案第10号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第14 議案第10号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋 淳消防課長。

(消防課長 土屋 淳君 登壇)

○消防課長（土屋 淳君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第10号 御代田町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について、ご説明いたします。

御代田町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年御代田町条例第17号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するものでございます。

16ページをお願いいたします。

この条例案は、新たな障害者保健福祉施策を講ずるための関係法律が整備されることに伴いまして、障害者自立支援法が改正されるため、所要の改正をするものでございます。

改正内容でございますが、御代田町消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号中、「障害者自立支援法」とありますのを「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前 10 時 53 分）

（休 憩）

（午前 11 時 10 分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第 15 議案第 11 号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 議案第 11 号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といた
します。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の 18 ページをお願いいたします。

議案第 11 号 御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例を制定する条例案について、ご説明いたします。

御代田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例を制定する条例について、別紙のとおり提出するものでございますが、本
条例案は 101 ページございます。それから、次の議案第 12 号の条例案は、47
ページに及んでおります。一通り読み上げますと、非常に多くの時間を要すること
になります。よって、議案第 11 号から 13 号として上程させていただいておりま
す 3 つの条例案は、すべて指定地域密着型サービスに係る基準等を定める関連条例

となりますので、この場において議案第11号から13号の条例案の趣旨、内容について、この別紙資料で資料番号1番、これをもって一括して説明することとさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、資料番号1の1ページをご覧ください。

議案第11号～13号 指定地域密着型サービスに係る基準等を定める条例制定に関する説明資料でございます。

経過でございますが、介護保険法が4月に改正されました。今まで国の省令で定めていた地域密着型サービスの基準等について、町の条例で定めなさいという指示が下ってまいっております。今回、これを受けて、3つの条例案を上程させていただいております。

2といたしまして、条例制定にあたっての国の基準の取扱でございますが、これにつきましては、「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」、この3種類がございます。下の表をご覧ください。

「従うべき基準」となっているもの、これはもう必ずそのとおりにやいなさいという、必ず適合しなければならない基準でございますが、表の下の方に、①とした人員配置基準、②とした居室面積基準、③とした利用定員等、これは必ず従う、そのとおりにやいなさいというものでございます。

それから、「標準とすべき基準」でございますが、利用定員、認知症対応型共同生活介護、これらにつきましては、すべて国の省令どおり条例案に盛り込んでございます。

それから一番右側の、「参酌すべき基準」。地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容する。いいですよという基準でございますが、具体的にはユニット型施設における共同生活室の面積、廊下幅、それから居室定員、サービス提供の記録等でございます。これにつきましては、長野県及び近隣市町村の状況も加味して条例案に反映させているものでございます。

2ページをお願いいたします。

3、町条例として定めなければならない基準等でございます。

平成25年4月1日までに定めなければならない基準、次のものとなります。

1としまして、議案第11号でございます。関係でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準。これにつきましては、どう

いう施設かと申しますと、要介護者に対する介護サービス事業所の規定となっております。

それから、2といたしまして、議案第12号関係でございます。指定地域密着型介護予防サービスのサービス事業の人員、施設及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準でございます。これはどういうことかと申しますと、前の条例と比較しまして、前の条例は要介護者で、今回こちらの条例に関しましては要支援者に対する介護予防サービスということになります。この事業所の規定になってくるということになります。

それから3番目といたしまして、議案第13号関係でございますけれども、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準、これを定めるものでございます。

4番目といたしまして、町の基本的な考え方でございますが、「従うべき基準」及び「標準とすべき基準」については、省令のとおり定めることといたしました。それからまた、「参酌すべき基準」につきましては、原則省令に定める基準と同様にいたしますが、県条例及び近隣市町村との整合を図っている部分もあるということでございます。特にこの部分について、後でご説明をいたします。

それからまた、現在御代田町では実施されていない事業所のない地域密着型サービスにつきましても、今後、利用者のニーズに柔軟に対応するため、介護保険法に規定されているものについては、すべて定めているものでございます。

3ページをお願いいたします。

議案第11号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

現在、御代田町で実施しているサービスでございますが、①認知症対応型通所介護、これが「きくちゃん家」のことになります。それから②認知症対応型共同生活介護、「グループホームみよた」でございます。

御代田で実施していないサービス、①定期巡回・随時対応型訪問介護、②夜間対応型訪問介護、③小規模多機能型居宅介護、④地域密着型特定施設入居者生活介護、⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、それから⑥複合型サービスということになります。

それから、議案第12号の条例案での施設になってまいります。現在御代田町

で実施しているサービスということにつきましては、介護予防認知症対応型通所介護、「きくちゃん家」のこととさせていただきます。それから、介護予防認知症対応型共同生活介護、「グループホームみよた」になります。

現在、御代田で実施していないサービスにつきましては介護予防小規模多機能型居宅介護ということになります。

参酌の基準でございます。人員、設備及び運営に関する基準条例につきましては、長野県の地域性を考慮した町の参酌基準として定めてございます。

1点目といたしまして、①のサービス提供記録等の保存期間を延長し、サービスの質の確保・向上を図るという目的でやっております。

現在の省令基準ですが、サービスの記録について、2年間保存するという基準になっておりますけれども、町では身体拘束の記録、苦情内容の記録、事故の状況や措置に関する記録及びこれらに関する記録については5年間という規定延ばしております。

参酌した理由につきましては、サービスの質の確保・向上の観点から、関係記録書類については5年間の保存を義務付けるということにしております。

4ページをお願いいたします。

議案第11号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例において、参酌基準として定めた条項でございますけれども、下記のとおりでございます。

第2章 議案書の39ページをお開きいただければと思います。

39ページの5行目に、(記録の整備) というものがございます。その第42条の第2項(6)としてある部分、それから(7)としてある部分につきまして、「5年間」という規定にさせていただきます。

以下、施設ごとに同様なくだりが記載されているものでございます。第3章、第4章、第5章、第6章、第7章、第8章、第9章、同様のくだりが条例案の中に盛り込まれているということとさせていただきます。

それから、議案第12号関係の条例、これについての参酌基準を定めた条項でございますけれども、議案書の139ページをご覧くださいと思います。

139ページの真ん中に、第4節というところがございまして、その上に(4)、(5)というくだりがございます。こちらについてやはり「5年間」という記載に

なっております。こちらも、以下施設ごとに同様なくだりが記載されているもの
ございます。

説明資料に戻らせていただきます。

2点目といたしまして、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室
定員として、原則1人としますということでございます。

省令基準につきましては、居室の定員は1人。ただし、2人とすることができる
ということになっております。町の参酌基準につきましては、原則1人といたしま
す。ただし、地域の実情を踏まえ、町長が必要と認めた場合は、2人以上4人以下
とするということにしております。

この理由でございますけれども、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を行う
特別養護老人ホーム、5ページをお願いいたします。その規定が老人福祉法にあり、
設備・運営に関する基準を、都道府県が条例で定めることとなっております。した
がって、当県の条例との整合性、また、地域の実情を踏まえ、利用者にとって自己
負担が低廉である、安いということで利用できる多床室（2～4人）の整備を目的
とした居室定員として定めたものでございます。

議案第11号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例、これの参酌基準の条項でございますけれども、第8章 第152
条第1項、91ページの方に規定させていただいているものでございます。

(2)といたしまして、事業者の指定に関する基準条例、介護保険法の規定によ
りまして、次のとおり定めてございます。

介護保険法で規定します生活介護の入所定員に関する基準でございますけれど
も、町の基準で入所定員は29人以下としております。介護保険法の上限の定員で
ございます。介護保険法のサービス事業者の法人格の有無に関する基準、申請者は
法人である者とする。これが町の基準となっております。

議案第13号においての条例において定めた条項の理由でございますけれども、
第2条の29人以下とすることにつきましては、御代田町では介護保険法の上限と
なる定員と異なる基準とする特段の事情や地域性が認められず、地域密着型介護老
人福祉施設入所者生活介護サービス事業所の運営に支障がないことから、介護保険
法施行規則のとおり、入所定員を29人以下として定めているものでございます。

それからまた、第3条 法人格の有無に関する基準でございますが、御代田町で

は、介護保険法と異なる基準とする特段の事情や地域性が認められず、地域密着型サービス事業所の運営に支障がないことから、介護保険法施行規則のとおり、事業所の申請者については、法人としているものでございます。

以上、参酌基準を定めた条項以外につきましては、国の省令に定める基準と同様としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 9番、武井であります。

聞くことがよくわからない言葉、わからないわけでございますけれども、条例制定ということでございます。

3ページには現在町では実施していないサービスということで、6項目ほど載っているわけですが、4ページを見ると、それにおいて全部条例を制定をしまいたしますというふうになっていると思うわけでございます。今後御代田町でこういう事業をやるために、この条例を制定をしていくのか。聞き方がまずければお許しをいただきたいと思うけれども、御代田町のやらない事業に条例が必要なのかどうなのか、お聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えをいたします。

現状で、御代田町で実施しているサービスにつきましては、社会福祉協議会、その他ニチイ等、こういった介護事業所で実施していただいている事業となっております。ただ、今の現在の段階で介護事業所の方で取り扱っていない事業につきましても、今後、御代田町のニーズに応じて実施されてくる可能性があるものでございますので、こういったところにつきましても、迅速に対応できるよう、あらかじめ条例制定をしておくという趣旨でございます。よろしくお願いたします。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第16 議案第12号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第16 議案第12号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書の120ページになりますが、お聞きいただきたいと思えます。

議案第12号 御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する条例案について

御代田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を制定する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

議案第11号で説明させていただいたとおり、要支援者対象の介護予防サービスの基準等を定める条例案でございます。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第17 議案第13号 御代田町指定地域密着型サービス事業者及び
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する
基準を定める条例を制定する条例案について――

○議長(内堀恵人君) 日程第17 議案第13号 御代田町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、議案書の169ページになります。よろしく
お願いいたします。

議案第13号 御代田町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護
予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を制定する条例案につ
いて

御代田町指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス
事業者の指定に関する基準を定める条例を制定する条例について、別紙のとおり提
出するものでございます。

これにつきましても、議案第11号でご説明させていただいたとおり、指定地域
密着型サービス及び介護予防サービス事業者の指定、定員、法人格の有無を定める
条例案でございます。

議案第11～13号は、委員会でも本日と同じ別紙資料をもって説明をさせてい
ただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第18 議案第14号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に
関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(内堀恵人君) 日程第18 議案第14号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) それでは、議案書の171ページでございますが、よろしく願いいたします。

議案第14号 御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例(平成23年御代田町条例第16号)の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。次のページをお願いいたします。172ページ。

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

御代田町世代間交流施設設置及び管理に関する条例(平成23年御代田町条例第16号)の一部を、次のように改正する。

第3条の表が向原地区世代間交流センターとなっております、以下は空白と今現在はなっております。この下に、小田井、清万、児玉地区世代間交流センターの名称及び所在地の住所を付け加えるものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 19 議案第 15 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 19 議案第 15 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の 174 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について

御代田町福祉医療費給付金条例（平成 15 年御代田町条例第 16 号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

次のページ、175 ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

御代田町福祉医療費給付金条例（平成 15 年御代田町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）」に、同条第 2 号第 1 項中「障害者自立支援法」を「法」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附則 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

ということで、障害者自立支援法の法名変更、4 月からなされます。これに伴う改正及び、平成 25 年 4 月から御代田町で設けておりました中学生に対する福祉医療費の所得制限を撤廃することに伴い、その要件となる第 3 条第 2 項第 5 号を削除するものでございます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第20 議案第16号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び

管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第20 議案第16号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、議案書179ページをお願いいたします。

議案第16号 御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例（平成23年御代田町条例19号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

次のページ、180ページをお願いいたします。

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

御代田町やまゆり共同作業所の設置及び管理に関する条例（平成23年御代田町条例第19号）の一部を、次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第6条第1項中「行わせることとする」を「行わせることができる」に改め、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により、指定管理者の施設の管理を行わせる場合は、次条第1項

及び第 2 項の規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

第 7 条第 1 項及び第 2 項中「指定管理者」を「町長」に改め、同条第 3 項中「範囲内において」の次に「、前条第 1 項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は」を加える。

第 11 条第 2 項中「利用時間」を「実施時間」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 6 条第 1 項の規定により指定管理者に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、実施時間を変更することができる。

附則 この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

これも障害者自立支援法の法名改正に伴う改正及び作業所の管理について指定管理に限定していた条例の内容を、することができる、「できる」規定に改め、指定管理者が不測の事態で指定管理業務続行不可能となった場合、町でも指定管理運営ができるように、文章を弾力的な表現に改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 21 議案第 17 号 御代田町社会教育集会所設置条例を

廃止する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 21 議案第 17 号 御代田町社会教育集会所設置条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、議案書の 183 ページをお開きいただきたいと思います

います。

議案第17号 御代田町社会教育集会所設置条例を廃止する条例案について、別紙のとおり提出するというところでございます。

184ページをお願いいたします。

今回の廃止理由といたしましては、建設から40年が経過し、老朽化しました施設を取り壊したことに伴い、この条例を廃止するものでございます。

条例案を朗読させていただきます。

御代田町社会教育集会所設置条例（昭和49年御代田町条例第27号）は、廃止する。

附則 この条例は公布の日から施行する。

でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第22 議案第18号 御代田町道の構造の技術的基準等を定める

条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第22 議案第18号 御代田町道の構造の技術的基準等を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の185ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町道の構造の技術的基準等を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましては、いわゆる第2次一括法の施行によりまして、これまで

道路法や政令等で定められておりました町道等の構造の技術的基準等につきまして、これらを十分に参酌しながら、各地方自治体が条例で定めることとなりました。このたび、県から条例案が示されましたので、4月1日からの施行に向けて、本会議での審議をお願いいたします。

次のページ、186ページでございます。

御代田町道の構造の技術的基準等を定める条例ということで、第1条に趣旨、第2条に用語の定義、第3条で道路の区分、御代田町におきましては、その表にありますとおり、その他の道路という位置づけで、地方部が第三種、都市部とありますが、御代田駅周辺、国道沿い等でございますが、これらを都市部というふうにいわれております。これが第四種。この2種類が該当いたします。

その2項の第三種の道路でございますが、町道におきましては平地部、平地部は先ほど申し上げました駅・国道を指します。山地部はそれ以外のほとんどの地域、計画交通量に応じまして、二級から五級までが規定されております。都市部の第四種につきましては、186ページ一番下でございます駅周辺、国道沿いにつきまして、一級から四級までということで定められております。

次の187ページ下段でございますが、第4条で車線等、189ページまで飛びまして、第5条、車線の分離等を定めております。

次の190ページ下段では、第6条で副道、第7条で路肩、191ページ下段にまいりまして、第8条で停車帯、自転車道といたしまして、次の192ページで第9条、第10条で自転車歩行者道、こちらは特に現在はございませんが、今後整備される可能性がございますので、条例化しているところでございます。第11条で歩道、次のページ、193ページ下段で第12条、歩行者の滞留等の用に供する部分、第13条で積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員、第14条で植樹帯、次のページでございますが、中段で第15条、設計速度、第16条、車線の屈曲部、曲線半径といたしまして、195ページで第17条、第18条で曲線部の片勾配、下にまいりまして第19条で曲線部の車線等の拡幅、緩和区分といたしまして、次の196ページ、第20条、中段で21条で視距、下段で第22条、縦断勾配、次のページ下段で第23条で登坂車線、第24条で縦断曲線、次のページでございますが、198ページ中段、第25条で舗装、その次のページ上段で第26条横断勾配、中段で第27条で合成勾配、下段で排水施設といたしまして、次のページで第28

条、第29条が平面交差又は接続、第30条が立体交差、第31条で鉄道等との平面交差、201ページにまいりまして、中段で32条で待避所、第33条で交通安全施設、凸部、狭窄部等ということで、次の202ページで第34条、第35条で乗合自動車の停留所等に設ける交通島、第36条で自動車駐車場等、第37条が防雪施設その他の防護施設、第38条でトンネル、第39条で橋、高架の道路等、第40条で附帯工事等の特例、次の203ページの上段でございますが、第41条で小区間改築の場合の特例、第42条で自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路、次の204ページで第43条歩行者専用道路、第44条、道路との交差の方法を立体交差とすることを要しない場合、あと附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上のおり、全44条と附則による条例となりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第23 議案第19号 御代田町道に設置する道路標識の寸法等を

定める条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第23 議案第19号 御代田町道に設置する道路標識の寸法等を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） それでは、議案書の205ページをご覧ください。

議案第19号 御代田町道に設置する道路標識の寸法等を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましても、いわゆる第2次一括法の施行によるものでございま

す。こちらも県から条例案が示されましたので、4月1日からの施行に向けて、本議会での審議をお願いいたします。

次の206ページでございます。

御代田町道に設置する道路標識の寸法等を定める条例（案）

第1条で趣旨、第2条で定義、第3条で寸法、次の207ページで第4条、文字等の大きさ、1枚めくっていただきまして、中段第5条で案内標識及び警戒標識の縁等の太さ、第6条で補助標識の寸法、第7条で委任、次のページ、209ページにまいりまして、附則、1としまして施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する。

2につきましては、経過措置を設けてございます。

次の210ページから213ページにつきましては、第3条関係の別表でございます。案内標識の色彩は青色、警戒標識は黄色がベースになっておりまして、色彩につきましては、法律に定められたまま、条例で定めることはできないものとなっております。

以上のとおり、全7条と附則による条例となりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第24 議案第20号 御代田町高齢者、障害者等の移動等円滑化の
ために必要な新設特定道路の構造の基準を定める

条例を制定する条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第24 議案第20号 御代田町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 2 1 4 ページをご覧ください。

議案第 2 0 号 御代田町高齢者障害者等の移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例につきましても、いわゆる第 2 次一括法の施行により、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、各地方自治体が条例で定めることとなりました。現在、開会中の県議会で審議されている県の条例案が示されましたので、4 月 1 日の施行に向けて本議会での審議をお願いいたします。

次の 2 1 5 ページでございます。

御代田町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例案。第 1 条で趣旨、第 2 条で用語の定義、第 3 条で歩道、第 4 条で有効幅員。次のページでございますが、第 5 条で舗装、第 6 条で勾配、第 7 条で歩道等と車道等の分離、第 8 条で高さ、次のページで第 9 条で、横断歩道に接続する歩道等の部分、第 1 0 条で車両乗入れ部、第 1 1 条、排水施設の溝蓋、第 1 2 条で立体横断施設、エレベーターといたしまして、次のページで第 1 3 条、その次のページ、第 1 4 条で傾斜路、第 1 5 条でエスカレーター。次のページになりますが、第 1 6 条で通路、第 1 7 条で階段。2 2 1 ページになりますが、第 1 8 条で停留所の高さ、第 1 9 条でベンチ及び上屋、第 5 章になりまして、障害者用の駐車施設といたしまして、次の 2 2 2 ページで第 2 0 条、第 2 1 条で障害者用停車施設、第 2 2 条で出入口、次のページにまいりまして、第 2 3 条で通路、第 2 4 条でエレベーター、第 2 5 条で傾斜路、第 2 6 条階段、第 2 7 条屋根、第 2 8 条で便所、第 2 8 条から第 3 0 条、2 2 5 ページまではトイレに係るものでございます。

次の 2 2 4 ページで第 2 9 条、次の 2 2 5 ページにまいりまして、第 3 0 条、それで第 3 1 条からは今度案内標識になります。第 3 2 条が視覚障害者用の誘導用ブロック、第 3 3 条が休憩施設、第 3 4 条で照明施設、次のページでございますが、第 3 5 条で防雪施設。

あと、附則といたしまして、1 この条例は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。経過措置といたしまして、第 2 項から次のページの第 6 項まで定めるものでござ

います。

以上のとおり、全35条と附則により、条例となりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第25 議案第21号 御代田町準用河川管理施設等の構造の

技術的基準を定める条例を制定する条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第25 議案第21号 御代田町準用河川管理施設の構造の技術的基準を定める条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の228ページをご覧ください。

議案第21号 御代田町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例案につきましても、いわゆる第2次一括法の施行により、河川法が改正されまして、各地方自治体が条例で定めることとなりました。このたび、県から条例案が示されましたので、4月1日の施行に向けて本議会での審議をお願いいたします。

229ページでございます。

御代田町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（案）

1条で趣旨、2条で定義、3条で適用の範囲、4条で構造の原則、第5条で材質及び構造、次のページでございますが、第6条で高さ、第7条で天端幅、第8条で盛り土による堤防ののり勾配等、第9条で護岸、次のページで第10条で水制、第11条で管理用道路、第12条で背水区間の堤防の高さ及び天端幅の特例、第13

条で天端幅の規定の適用除外等、連続しない工期を定めて、段階的に構築される堤防の特例ということで、次のページの第14条でございます。第15条は、床止めでございますが、構造の原則、第16条で護床工、第17条で護岸、第18条で魚道、第19条からは堰になります。構造の原則で、第20条で流下断面との関係、次のページでございますが、第21条で可動堰の可動部のゲートの構造、第22条で可動堰の可動部のゲートの高さ、第23条で可動堰の可動部の引上げ式ゲートの高さの特例。次のページでございますが、第24条で管理施設、第25条で護床工等、第27条からは樋門になります。構造の原則、第28条が構造、第29条で断面形、第30条でゲート等の構造。次のページにまいりまして、第31条で管理施設等、第32条で護床工等、第6章からは橋梁、橋になります。第33条で河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則、第34条で橋台、第35条で橋脚。次のページにまいりまして、第36条で径間長。次のページになりまして、第37条で桁下高等、第38条が護岸等、第39条が管理用通路の構造の保全、第40条で適用除外。第7章からは伏せ越しでございますが、適用の範囲といたしまして、次のページ、第41条、第42条が構造の原則、第43条が構造、第44条でゲート等、第45条で深さ、次からは雑則となりまして、適用除外で次のページの第46条、第47条では計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例、第48条で暫定改良工事実施計画が定められた場合の特例、第49条で小河川の特例、次のページでございますが、240ページの下段になります。附則といたしまして、施行期日、この条例は平成25年4月1日から施行する。第2項、第3項は経過措置でございます。

以上とおおり、全49条と附則による条例となりますので、ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第26 議案第22号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第26 議案第22号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の242ページをご覧ください。

議案第22号 御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正案につきましても、いわゆる第2次一括法の施行により、公営住宅法が改正され、公営住宅等の整備基準を各地方自治体が条例で定めることとなりました。これに合わせて、入居者の資格、同居の承認、明け渡し請求につきましても、一部改正されましたので、4月1日の施行に向けて本議会での審議をお願いいたします。

次の243ページでございます。

御代田町営住宅管理条例の一部を改正する条例（案）

御代田町営住宅管理条例（平成9年御代田町条例第21号）の一部を、次のように改正する。

1つといたしまして、目次に次の1章を加える。

2つ目が、第2条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1つずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

3つ目といたしまして、第1章の次に次の1章を加えるということで、1章の2から第2条の2、2項、3項、4項でございます。

4つ目といたしまして、第5条第1項第2号アの「入居申込者が身体障害者である場合その他の令第6条第4項に規定する場合 令第6条第5項第1号に規定する金額」を「次のいずれかに該当する場合 21万4,000円」に改め、次の（ア）、（イ）、（ウ）を加える。ということで、（ア）、（イ）、（ウ）がそちらにございます。

次のページ、244ページでございます。5項目めといたしまして、第5条第1項第2号イ中の金額を「21万4,000円」に改めるものでございます。

6つ目が、第5条第1項第2号ウ中の金額を「15万8,000円」に改めるものでございます。

7つ目が、第5条第1項第6号中「規定する暴力団員」を「規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）」に改める。

8つ目といたしまして、第11条第1項中の「施行規則第10条で定めるところにより、」を削り、第1項の次に次の2項を加える。ということで、2項と3項でございませう。

9つ目といたしまして、第41条第1項に次の1号を加える。7号といたしまして、町営住宅の入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行する。

なお、この金額につきましては、施行令、上位法で、計算式がございませうが、上位法で月収の上限値ということで、定められた金額そのままを使わなければならないということになっております。

以上のおり、9点の一部改正となります。次の245ページから250ページが、新旧対照表でございませう。

ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第27 議案第23号 御代田町公園条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第27 議案第23号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の251ページをご覧ください。

議案第23号 御代田町公園条例の一部を改正する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

本条例の一部改正につきましても、いわゆる第2次一括法の施行により、都市公園法及び、先ほども出てきましたバリアフリー法が改正されまして、都市公園の配置、規模、公園施設の設置基準等を各地方自治体が条例で定めることとなりました。現在、開会中の県議会で審議されている県の条例改正案が示されましたので、4月1日の施行に向けて本議会での審議をお願いいたします。

次の252ページでございます。

御代田町公園条例の一部を改正する条例（案）

御代田町公園条例（平成22年御代田町条例第23号）の一部を、次のように改正する。

1点目が目次中「第1章」の次に「第1章の2 都市公園の設置（第1条の2－第1条の4）」を加える。

2点目といたしまして、第1条中「及び地方自治法」を「、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び地方自治法」に改める。

3点目といたしまして、第1章の次に次の1章を加えるということで、第1章の2 都市公園の設置から第1条の2、1号、2号、3号、次のページになりますが、第1条の3としまして、都市公園の公園施設の設置基準、これが2項、3項、4項、5項とございまして、第1条の4で移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準、あと附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。

以上のとおり、3点の一部改正となります。次の254ページから256ページは、新旧対照表でございます。

ご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

(午前12時01分)

(休憩)

(午後1時30分)

○議長(内堀恵人君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第28 議案第24号 平成25年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第28 議案第24号 平成25年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは議案書の257ページをお願いいたします。

議案第24号 平成25年度御代田町一般会計予算案について、ご説明いたします。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、59億9,807万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの

最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページから7ページの款項の区分ごとの金額の説明につきましては、資料番号2をお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からまいります。

款1、町税。項1、町民税。本年度予算額7億5,010万円でございます。比較増減で3,160万円の増でございますが、個人町民税で4,220万円の増、法人町民税では1,060万円の減を見込んでございます。

項2、固定資産税でございます。本年度予算額11億4,920万円。こちらは1,910万円の減ということで、土地それから家屋、償却資産とも減額の見込みでございます。

項3、軽自動車税。3,480万円の計上でございます。こちらは140万円の増。台数の増加を見込んでございます。

項4、町たばこ税。1億560万円。590万円の増で、これは税額が増加してきているという状況の中での計上でございます。

項5、特別土地保有税につきましては、1,000円の計上であります。

項6、入湯税。45万円で、6万円の増。利用者増の見込みでございます。

項7、都市計画税。1億1,610万円。210万円の減で、こちらは固定資産税と同様の理由での計上でございます。

款2、地方譲与税。項1、自動車重量譲与税でございます。4,600万円の計上で、300万円の減です。この譲与税からゴルフ場利用税までは、県の収入見込みによる増減を見込んでございます。

項2、地方揮発油譲与税。1,800万円で、こちらは200万円の減で見込んでございます。

款3、利子割交付金。項1、利子割交付金でございますが、こちらは330万円

で、190万円の減で見込んでございます。

款4、項1、配当割交付金でございますが、こちらは290万円、40万円の増を見込んでございます。

款5、項1、株式等譲渡所得割交付金。50万円。10万円の減で見込んでございます。

款6、項1、地方消費税交付金。1億4,450万円で350万円の増を見込んでございます。

款7、項1、ゴルフ場利用税交付金。1,950万円で100万円の増で見込んでございます。

款8、項1、自動車取得税交付金1,450万円。前年と同額でございます。

款9、項1、地方特例交付金。1,100万円の計上で、こちらも昨年と同額でございます。

2ページをお願いいたします。

款10、項1、地方交付税でございます。12億6,800万円ということで、7,800万円増で見込んでございます。普通交付税の伸びを見込んだものでございます。

款11、項1、交通安全対策特別交付金。200万円の計上で、昨年と同額でございます。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金でございますが、1億70万7,000円の計上でございます。800万9,000円の増を見込んでございますが、保育料負担金で300万円余、それから老人施設負担金では30万円余りの減、管外保育負担金で345万3,000円等の増の見込みでございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございます。6,862万8,000円で、131万円の減。これは、町営住宅使用料の110万円余りの減によります。

それから項2、手数料でございますが、979万9,000円の計上でございまして、こちらは15万7,000円の減というようなことで、戸籍手数料関係で15万円の減を見込んでございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございます。3億1,036万6,000円の計上でございます。2,845万2,000円の増額を見込んでございまして、一番大きなものといましては、障害者自立支援負担金が2,262万円ほど増

加と見込まれております。

項2、国庫補助金でございます。3億9,123万7,000円の計上でございます。まして、こちらは2,254万5,000円の増加を見込んでございます。大きなものとしたしましては、学校環境改善交付金の3,300万円余りの皆増がございます。

項3、委託金。1,229万円で658万3,000円の増額を見込んでございますが、本年度は参議院議員選挙の委託金813万円の皆増などがございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。1億4,808万円。1,577万円の増額を見込んでございますが、こちらも障害者自立支援給付費の増額を見込んでございます。

款2、県補助金。1億5,950万円で2,115万6,000円の増額を見込んでございます。こちらは大きな要因としたしましては、活性化プロジェクト交付金の用水関係で3,210万4,000円の増などを見込んでございます。

項3、委託金。2,666万5,000円で15万8,000円の増でございます。こちらは大きな変動はございません。

款16、財産収入。項1、財産運用収入でございますが、1,058万4,000円で、70万9,000円の増というようなことで、基金利子の関係で2年定期のもの等がございまして、73万9,000円の増額を見込んでございます。

項2、財産売払収入ということで、302万円の計上でございます。土地売払収入で300万円。教育委員会の発行図書売払収入で2万円の計上であります。

款17の寄附金につきましては、3,000円ということで、項目取りでございます。

款18、繰入金。項1、基金繰入金。7,476万円の計上でございます。まして、教育施設整備基金からの繰入れを見込んでございます。

項2、特別会計繰入金につきましては、本年度は計上はございません。

款19、繰越金でございますが、5,000万円を見込んでございまして、こちらにつきましては、昨年より2,000万円増額で見てください。

3ページをお願いいたします。

款20、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、600万2,000円の計上でございます。町税の延滞金で100万円ほどの増額を見込んで

でございます。

項2、町預金利子ということで、25万円。昨年と同様の計上でございます。

項3、貸付金元利収入でございますが、2,694万9,000円の計上ございまして、48万円の増額でございます。こちらにつきましては、ふるさと融資の償還金が2,100万円ほど、それから奨学金の償還金が589万6,000円等となってございます。

項4の雑入でございますが、本年度予算7,468万2,000円ということで1,330万4,000円の増額を見込んでございます。本年度につきましては、消防団員退職報償金で1,189万5,000円の増を見込むなどの形の中での計上であります。

款21、項1、町債。8億3,810万円で、800万円の増額を見込んでございます。こちらにつきましては、まちづくり交付金で5億280万円。地方道路整備事業債で7,300万円等、また臨時災害対策債では3億2,800万円を見込んでございます。

歳入合計が59億9,807万3,000円という計上であります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。

款1、項1、議会費でございます。8,445万4,000円で、226万7,000円の増額でございますが、こちらにつきましては、9月に選挙が予定されておりまして、9月以降の経費につきましては、議員14名分を計上するような形になってございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。5億3,410万1,000円、3,096万3,000円の増額補正でございますが、こちらにつきましては、町内の電算機器、システム更新時期にあたりまして、1,044万円皆増、それから都市再生整備計画策定委託料700万円の皆増、それから、しなの鉄道整備負担金の392万円の増などとなってございます。

項2、徴税費。1億1,484万3,000円で777万1,000円の増額となってございますが、本年度は土地評価替え業務委託479万2,000円の増、それから土地鑑定委託料で603万1,000円の増等を見込んでございます。

項3の戸籍住民基本台帳費でございますが、2,871万7,000円の計上で386万4,000円の減となってございます。こちらにつきましては、システム

借上料で162万8,000円。それから一般人件費の関係で249万4,000円の減などを見込んだものでございます。

項4、選挙費。1,668万5,000円で、1,566万8,000円の増を見込んでございますが、参議院議員通常選挙、それから町議会議員一般選挙の皆増が主な原因でございます。

項5、統計調査費でございますが、55万8,000円の計上で、5万7,000円の減などとなってございます。それぞれ行われる調査が違ってくる関係で、増減が出てございます。

項6、監査委員費。67万円。昨年と同額の計上でございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費。7億3,211万8,000円で5,515万2,000円の増ということでございます。介護保険特会への繰出しで966万5,000円の増、それから障害者自立支援給付費で4,350万1,000円の増、国保特別会計繰出金で331万9,000円の増などとなってございます。

項2、児童福祉費。6億8,117万2,000円で、5,728万5,000円の増となってございます。こちらにつきましては、児童手当で870万円の増。それから杉の子未満児施設建設補助で2,700万円余、たんぼぼ保育園の増改築で600万円余の増が見込まれております。

災害救助費につきましては、15万6,000円で昨年と同額でございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、3億1,168万3,000円で1億318万6,000円の増額となってございます。こちらの要因といたしましては、佐久医療センター負担金の関係で、5,995万3,000円の増、それから新斎場建設負担金等で2,563万3,000円の増などとなってございます。

項2、清掃費でございます。2億6,709万6,000円で266万1,000円の減を見込んでございます。大きなものとしてしましては、豊昇放置廃棄物処理の補助金の関係で956万1,000円の減、それと最終処分場のろ過剤交換委託料が417万1,000円の減、それに代わりまして浅麓環境組合等負担金で553万7,000円の増などによるものであります。

款5、労働費。項1、労働諸費。173万4,000円の計上でございまして、102万1,000円の増となってございます。こちらにつきましては、雇用促進

事業補助金で90万円の増が主な要因であります。

款6、農林水産業費。項1、農業費でございますが、1億1,499万2,000円で3,090万7,000円の増を見込んでございます。主なものといたしましては、クラインガルテン整備事業経費ということで3,900万円余、そば耕作者補助金では140万円の増、それから鳥獣被害防止柵設置工事では630万円の減などとなっております。

項2、林業費。1,227万1,000円で1,446万4,000円の減となっております。こちらにつきましては、まちづくり交付金事業での施行が1,303万3,000円の減、松くい虫防除対策委託料で121万円の減、それから鳥獣害捕獲委託料では31万5,000円の増等となっております。

項3、農地費。2億5,359万5,000円の計上でございまして、5,923万円の増額となっております。

まちづくり交付金事業で1,328万3,000円の増、活性化プロジェクト交付金関係の事業で6,553万1,000円の増などございまして、農業体質強化基盤整備の関係では1,236万2,000円の減という状況でございます。

款7、項1、商工費。7,737万1,000円の計上でございまして、294万1,000円の減額となっております。

これ、工業振興奨励補助金で667万円余りの減と、それから健全化資金利子補給金で72万8,000円の増、それから商工業の振興補助金の関係で143万1,000円の増等となっております。

5ページをお願いいたします。

款8、土木費。項1、土木管理費。3,809万2,000円の計上でございまして、663万2,000円の増額となっております。こちらにつきましては、一般職員人件費につきまして662万円をまち交の予算の方から土木管理費の方へ組み替えたことによるものでございます。

項2、道路橋梁費。8億8,456万7,000円で5,026万8,000円の減となっております。まちづくり交付金事業で1,884万3,000円の減。それから道路維持補修工事費で110万円の減、橋梁修繕事業で1,865万円の減等となっております。

項3、河川費でございます。138万6,000円の計上でございまして、29

万7,000円の増となっております。こちらについては、大きな変動ではございません。

項4、都市計画費。本年度予算に2億7,473万4,000円で、1,325万7,000円の増となっております。住宅リフォーム補助金につきましては昨年と同額を、公園管理委託費で260万円余りの増、それから公共下水道繰出金で418万1,000円の増等となっております。

項5、住宅費でございますが、2,329万6,000円で561万2,000円の増額となっております。町営住宅修繕工事費で630万円を増額計上してございますが、これは平和台団地の解体を計画してございます。それから住宅移転補償料、解体に伴って移転補償を210万円計上してございます。

款9、消防費。項1、消防費。2億5,192万8,000円で、6,016万7,000円の減額となっておりますが、これはまちづくり交付金事業で詰所の関係、6,040万円の減額が主な要因であります。

款10、教育費。項1、教育総務費。5,842万3,000円の計上でございますが、1,921万4,000円の減額となっております。奨学金で192万円の減、教員住宅解体工事で360万円の減。私立幼稚園就園奨励費で、16万5,000円の減等となっております。

項2、小学校費。1億9,407万7,000円ということで、1億1,064万8,000円でございますが、こちらにつきましては、北小学校の大規模改造工事で1億円、それから北小グラウンド工事で1,260万円の増等と見込んでございますが、今朝の信毎にも掲載をされておりますけれども、北小学校の大規模改修につきましては、後ほど説明をいたします平成24年度第8号補正予算にも計上しております。これは2月に国の補正予算に伴い、こちらでの事業を選択した方が有利だという判断に至ったわけでございますが、既に25年度予算は編成済みでございましたので、重複しての掲載、計上となっております。直近の6月補正では減額補正をさせていただく予定でございます。

項3、中学校費。6,021万9,000円。2,927万7,000円の減額ということでございますが、中学校外構工事が1,890万円の減、それから教師用の教科指導書の購入がなくなりましたので、481万8,000円の減等となっております。

項4、社会教育費。1億3,593万5,000円の計上でございます。686万円の増額となっております。こちらにつきましては、木製書架94万5,000円皆増、発掘調査賃金596万1,000円、これは面替のクラインガルテンの敷地で埋蔵文化財の発掘調査が必要だということで、増額の計上になってございます。

項5、保健体育費。4,707万1,000円で、111万2,000円の減でございます。カーリング場借り上料で220万円皆増でございます。それから駐車場浸透ます設置工事で77万7,000円の減。一般職人件費で73万円の減等となっております。

項6、学校給食費でございますが、6,506万1,000円の計上で、208万3,000円の減額となっております。こちらについては、一般職員人件費で632万1,000円の減が見込まれております。

款11、災害復旧費。項1、農林水産業施設災害復旧費。188万4,000円で大きく変動はしてございません。

項2、公共土木施設災害復旧費でございますが、482万8,000円の計上でございます。380万円の増でございますが、こちらにつきましては、滝沢川護岸・河床復旧工事ということで、350万円の皆増の計上がございます。

款12、項1、公債費でございますが、6億8,955万8,000円の計上でございます。4,443万1,000円の減となっております。こちらにつきましては、繰上償還等があったことに伴いまして、元金で3,175万7,000円、利子で1,267万4,000円等の減となっております。

款13の諸支出金で項1の普通財産取得費でございますが、これは2,000円の計上で項目取りでございます。

款14、項1、予備費でございますが、こちらに、3,479万6,000円を計上させていただきまして、歳出合計、59億9,807万3,000円となります。

それでは予算書の8ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表 地方債

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でございます。

公共事業等債で5億1,010万円。証書借入又は証券発行。年4%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後におい

ては、当該見直しの後の利率)といたします。償還の方法につきましては、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる、という状況でございます。臨時財政対策債につきましては、3億2,800万円。合計で8億3,810万円の予定でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

(1番 野元三夫君 登壇)

○1番(野元三夫君) 議席番号1番、野元です。

何点かありますので、ちょっと先に全部言っていきます。

予算書の12ページ、町税の個人町民税4,220万円の増となっていて、これは年少扶養控除廃止によるものなのか。町長の招集あいさつでも多少説明がございましたが、詳しくどういう理由で4,200万円ほどアップになっているのか、お答えをお願いします。

それから、同じく43ページの企画費。説明欄の13001、都市再生整備計画策定業務委託料700万円と、それから事業評価委託料500万円。これの中身はどういうことをやるのか。都市再生というのはどういうことをやるのかということで、ご説明をお願いします。

それから74ページ、保健衛生総務費。説明欄19001、こちらの方は佐久広域連合佐久医療センター整備負担金ということで、1億441万4,000円が計上されていて、合計、町の負担としては1億4,800万円ということで、以前ご説明があったと思うのですが、先日の信濃毎日新聞の報道によりますと、上小広域連合負担金として約7億円だったと思うのですが、上小の広域連合に負担金を求めたところ、佐久病院に来る患者の数が佐久広域の見積りよりも少なく、上小としては、3,400万円ほどしかの負担金を出せないというような記事が新聞に載っていたのですが、これに鑑みて、町の負担金というのが増減、増になる可

能性があるのかどうなのか、それをちょっとご説明いただきたいと思います。

それから、今の課長から言われた北小学校の管理費、これで1億円計上されているということなのですが、その改修の内容とそれから工事の期間というのですか。いつごろ工事が始まるのかというのをお願いしたいのと、それから同じく南小学校の改修工事の工事設計委託料ということで、500万円計上されているのですが、これの内容をご説明いただきたいと思います。

それから、129ページの図書館費ということで、説明欄の番号が18001、図書として624万円ほど計上されているのですが、これは多分、本とか雑誌、新聞等の購入予定費だと思うのですが、この600万円という金額は、近隣市町村に比較してどの程度の位置にあるのか。多いのか少ないのかということをご説明いただければありがたいです。

あと、もう1点だけなのですが、132ページ、保健体育費。説明欄では14002ということで、カーリング場借上料ということで220万円計上されているのですが、このカーリング場借上料というのはどういうことなのかということをご説明いただければありがたいです。

以上、すみませんが、お願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 山本邦重税務課長。

（税務課長 山本邦重君 登壇）

○税務課長（山本邦重君） お答えいたします。

今、野元議員のご質問のとおり、主な増加理由については、平成24年度からの税制改正による15歳未満の年少扶養控除の廃止によるもの、それから16歳から18歳未満の特定扶養から一般扶養に変更された部分であります。対象者は控除がなくなる15歳未満では住民税で33万円が減るわけでありまして。約2,400名ほど該当者がいるわけですが、実際、非課税等で申告しない方もいらっしゃいますので、全員が対象となっているわけではありません。

4,220万円増の内訳としては、今申し上げたように、年少扶養控除の廃止等に伴い、所得割の課税標準が上がり、前年度比で3,920万円の税額で増というふうにさせていただいてあります。

それから、退職所得分で100万円、滞納繰越分で200万円、それぞれ24年度からの実績ということで推計して算出してございます。

なお、平成24年度では、この年少扶養控除廃止に伴う増加分については、補正の第3号で個人町民税所得割4,650万円の増額補正をさせていただいた中に含まれているということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 43ページの企画費の関係でお答えをいたします。

都市再生整備計画策定業務委託料につきましては、平成24年度より事業を開始しております、いわゆるまちづくり交付金事業の第2期計画策定に関する委託料でございます。債務負担行為により事業実施しております、24年度予算は100万円、25年度で700万円の予算額で、契約額は724万5,000円です。現在は職員による検討委員会の中でまちづくりの課題整理を行っている段階であり、本格的な策定業務は平成25年度で行われることとなります。

次に、都市再生整備計画事業評価委託料につきましては、こちらは既に平成21年度から25年度までのいわゆるまち交に関する事業評価を行うものでございまして、まちづくり交付金事業においては市町村の設定した目標や指標に対する事後評価を、期間終了年度に実施することになっておりまして、これに基づきまして、25年度に事業評価を実施するものでございます。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） それでは、予算書74ページ、佐久広域連合の佐久医療センター整備費の負担金について、ご説明をいたします。この負担金につきましては、25年度におきまして1億400万円ほどの予算計上をしておりますが、24年度、25年度を合わせた総額は、野元議員ご指摘のように1億4,800万円ということになっております。これにつきましては、ほぼマックス、最大の支援額と考えていただひてよろしいかと思ひます。これ以上増額することはないということについては、佐久広域連合にも確認をとっているところでございます。

新聞紙上で出ておりました上小広域連合の負担金。これが7億円になるのか、3億4,000万円になるのか。これについては今のところ決着がついていない状況でございますが、いずれにいたしましても、平成25年度予算で上小広域連合が佐久医療センターに対して財政支援することは、ほぼ予定のこととなっております。

この上小の財政支援額が決定された後、佐久広域連合の支援総額の調整が図られるということになりますので、今のところ、佐久広域連合全体の支援総額は、減額の方で動いているというふうに捉えていただいても構構かと思えます。以上でございます。

○議長（内堀恵人君） 荻原 正教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、教育委員会関係ということで、まず、北小学校の校舎等の大規模改造工事の内容でございますけれども、建設から36年が経過しておりまして、経年による損傷が進んでおります。校舎施設の長寿命化を図ること等学校生活を送るうえで児童の安全確保を図るために、大規模改造を行う工事予定でございます。

工事内容につきましては、屋根の修繕、塗装等も含めた修繕、それから外壁の補修、床補修、それからトイレの改修工事、機器の交換等も含めて改修をしていく予定でございます。

工期につきましては、5月の下旬ごろから10月末ぐらいまでの工事を想定しております。長期間を要しますので、児童や学校の運営に影響がないような形で、夏休み期間を主に計画をしていきたいと考えております。

それから続きまして、南小学校の工事設計監理委託料500万円の工事内容ということで、ただいま説明を申し上げましたように、北小と同様に建設から36年経過しております中で、やはり校舎施設の長寿命化を図ることと、児童の安全確保を図りたいということで、平成25年度にその実施設計を行い、平成26年度には工事を行っていきたいということで、内容につきましては、北小と同様に、屋根、外壁、床、トイレなどの改修のための設計、実施設計に入りたいということでございます。お願いいたします。

続きまして、図書館費の図書購入費624万円のことでございますけれども、これは図書購入費ということの中で600万円と、視聴覚資料の購入費24万円ということで、合計624万円であります。

県下で比較してということなんですけれども、近隣の状況について、まずお話を申し上げますけれども、小諸市では815万円、佐久市につきましては中央、中込、白田、浅科、望月等々含めまして1,800万円、軽井沢町が900万円、佐久穂

町が400万円になります。近隣と比較してということでございますけれども、それぞれ図書館の規模が違います。それから蔵書できるスペースも違いますので、金額だけでどうこうという比較ができないというふうに考えております。

町の図書館の収納可能冊数というのですか、建設時の基本計画の中では、5万7,000冊というような計画にありました。現状では7万冊程度あるわけなんですけれども、現状の中では蔵書スペースも確保していかなければならないような状況にもありますけれども、この図書購入費につきましては、ほかと比較しましても、少ないということは決してございません。そういう状況でございます。

それから、保健体育費のカーリング場の借上料ということで、今回提案をさせていただいておりますけれども、町には野球、バレーボール、テニスなどの9つのスポーツ少年団がございます。ジュニアカーリングスポーツ少年団もその1つでございます。これらの少年団の練習などには、町有施設の体育館、グラウンドなどの使用する場合についての使用料につきましては、町の体育施設管理規則に基づきまして、減免を、定期練習等につきましては、100%減免をしております。

しかし、ジュニアカーリングスポーツ少年団が練習しますカーリング場でございますけれども、町の施設としては整備がされておられません。このジュニアカーリングスポーツ少年団は、平成11年に結成され、これまで14年間にわたり活動してきております。練習場所としましては、町の施設がないということの中で、NPO法人所有のカーリングホールみよたを利用し、指導者の方もお願いをして、練習を重ねてきているところでございます。

先ほど申し上げましたように、町の施設であれば、使用料が減免できるわけなんですけれども、民間の施設を利用しているということの中であれば、本来使用料を払っていかねばならない状況でありましたが、これまで長い間、施設側のご厚意により、無料で利用させていただいているのが現状でございます。こういう状況にありましたけれども、一昨年から、町とカーリングホールを所有しますNPO法人の方や、それからそのNPO法人を支援しています企業の皆さんとの意見交換、懇談を行ってきました。そういった中で、NPO法人の代表者の方からは、ほかの利用者の皆さん、それから東京や他県からの団体利用にも多く利用をされておりますけれども、この皆さまからは使用料をいただいていると。それからそういう状況の中では、町の皆さま、それから子どもたちのためということで、使用料をいただ

いてない経過がありましたと。

それから、自分たちの資金でこのカーリングホール取得をしたり、経年を経た中で、施設の老朽化に対しても改修工事を行ってきている。それから製氷機も新しくした中では、大きな、多額な投資をしてきました。そのうえ、電気料の値上げなどの影響によりまして、維持管理にも多額の費用がかかってきていることから経営面で非常に厳しい状況にありますというようなお話、実状のお話をいただきました。

こうした中で、スポーツ少年団、それから町民の皆さま、町民大会やカーリング教室などで利用しておりますけれども、そのスポーツ少年団が練習に際して利用する場合の使用料をほかのスポーツ少年団が町の施設を利用した場合は使用料を減免しているような、同じような考え方に立っていただき、是非この使用料については、町でご負担いただけないでしょうかというようなご意見をいただきました。

その中で、教育委員会や理事者の皆さまとも協議をした中で、町では当然すぐに施設を整備するというような状況にはございません。そういった中でも、先ほど申し上げました町の施設を少年団が利用する場合については、減免しているという事実もございますから、そういった同じ考え方に立ちまして、平成25年度からは会場借上料として町で負担をしていきたいということで、今回予算化したものでございます。

先ほど申し上げましたように、ほかの団体の皆さまと同じ対応をしていきたいということでございますから、ご理解をお願いしたいと考えております。よろしくお願いたします。以上であります。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） よろしいでしょうか。

一番最初に聞きました個人町民税、この4,200万円。負担が増えているということなのですが、対象人数が2,400名ほどということでお伺いしたのですが、よく統計資料などが出てくる。これは単純に割り算をしまえば19万円ぐらいアップという計算になるかとは思いますが、標準世帯としたら、大体幾らぐらいの負担になるのかをまずちょっとお伺いしたいのと、それから、2番目に聞きました都市再生整備計画策定業務というもの。これは以前の議会でもお話があったのは、雨水排水だとかの町全体に対する整備計画という認識でいいのかどうか。

それから、後の3番目にお伺いしました佐久広域連合の関係ですと、今の1億

4, 800万円がマックスだというお答えをいただいたのですが、その後の佐久広域の方で何か検討するというような回答をいただいたものですから、もしかすると増額での援助を求められる可能性があるという認識でいいのか、ないですか。はい、その3点をちょっとお願いします。

○議長（内堀恵人君） 山本邦重税務課長。

○税務課長（山本邦重君） 今、お話の中で、どのくらい増になるかということでありましてけれども、住民税は税率、県民税、町民税合わせて10%でありますので、子ども1人33万円の控除ができなくなったということでありまして、子ども1人で3万3,000円の増というふうに税金ではなるということをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 2点目のまち交の第2次計画についてご説明いたしますけれども、現在、まちづくりを進めるうえで何が必要かというところを、施策として何が必要なんだというのもこの策定の中で探っていくという状況でございます。雨水排水ですとか、そういった形の中で、現在も考えているその児玉用水、天池用水等の改修、あるいは余水吐の検討ですとか、そういったことは事業として別のところで位置づけをしてございますので、まちづくり交付金事業、要するにビジョンができて、それを実現するためには、どういった事業が必要になるかということは、今後、事業として煮詰めていく状況でございますので、単に雨水排水だとかそういったものだけの話ではございません。ソフトの部分も当然ございますから、そういうことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） お答えいたします。

今のところ、構成連が佐久医療センターの建設整備費について増額するというような話は聞いておりません。

ただ、今後、よほどその天変地異と特殊な事情等あれば、また状況が変わるかとは思いますが、今のところそういった話は聞いていないという程度でございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） はい、終わりにします。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

(10番 市村千恵子君 登壇)

○10番(市村千恵子君) 議席番号10番、市村千恵子です。

1点、お聞きいたします。

予算書の78ページなんですけれども、78ページ衛生費ですね。それで項1、保健衛生費の説明欄の方で、19001の新斎場建設負担金2,563万3,000円が計上されています。広報『やまゆり』3月号で、この佐久市の新斎場火葬場建設の取り組みを進めているという広報も出ているわけなんですけれども、総額事業費が36億円で、これは佐久地域全市町村で負担をしていくというふうに広報3月の『やまゆり』でお知らせが入りました。そういう中で今言ったように、2,563万3,000円が計上されているわけなんですけれども、当町におけるその負担割合と、それから町がどのくらい、今回1回ではないと思うのですが、どのくらい負担していくのか、その点についてお願いします。

○議長(内堀恵人君) 土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長(土屋和明君) お答えいたします。

佐久地域の斎場につきましては、現在、小諸市の高峯苑、それから小海町の豊里苑の2施設を佐久広域が運営を行っております。両施設の老朽化から、平成19年度広域連合において協議を行いまして、佐久市が建設する斎場に、佐久地域全体が利用できる施設を追加して、事業実施することになっております。

平成27年度末までに、今おっしゃられたように、総事業費36億円をかけて、佐久市長土呂地区に建設される予定になっております。

ご質問の負担の割合についてでございますけれども、まず、佐久市とそれ以外の市町村の負担を分ける根拠といたしまして、それぞれの必要炉数で按分することとしているということです。佐久地域全体では、6.8炉。佐久市単独では3.2炉必要ということで、そのほかが3.6炉という状況でございます。佐久市以外の負担割合につきましては、ですから、佐久市の3.2炉を除く53%ぐらいになりますか、3.6炉分です。これを人口割、佐久市でなくて、佐久市を除く市町村の人口割を使用することとして決定されてございます。今申し上げました負担方法で按分をしてまいりますと、御代田町が全体事業費の7.035%の負担となり、負担金額は、2億5,300万円余になる見込みでございます。25年度では、23年度か

ら既に事業が始まっております、23から25年度までの負担金として、2,563万円余を計上いたしました。

実際に事業計画内容につきましては、火葬炉が7炉、ペット用の小型火葬炉が1炉、合計8炉を建設いたしまして、遺族の皆さんや環境に配慮した施設となるよう25年度より設計に着手いたしまして、26、27年度に施設建設という予定になってございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 市村議員。

○10番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

池田議員。

（5番 池田健一郎君 登壇）

○5番（池田健一郎君） 議席番号5番、池田です。

ページ数8、清掃費の中の目の2ですね、83ページ、ここに浅麓衛生センター費として浅麓環境施設組合費が553万7,000円ということで、予算計上していただいております。それで、昨年も834万6,000円の予算計上をされて、合わせて1,384万6,000円というふうな高い金額で出ております。昨年の暮れに減額補正がありましたけれども、こうして毎年毎年この施設費の負担金が増加していくというのは、いろいろ原因があろうかと思うのですけれども、これについて、どういうふうな事情があるのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 尾台清注町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） お答えいたします。

組合経費につきましては、建設当時の計画規模やし尿等の投入実績により各構成市町に割り振られて、分担金として納入されているところでございますけれども、当時の計画に下水道汚泥の増加、し尿処理量の減少がないというような状況が現在ございます。このような背景をもとに社会現象の変化、処理実績を踏まえながら、計画処理量の見直しを行うとともに、施設の課題を調査して、改造方針等の計画を今、行っているところでございます。その結果、し尿処理にあたり、このし尿の処理の中で異物があるケースがありますので、この異物を圧力をかけて酸化させて、溶かして処理してきてございましたが、この方式は、一般的な処理方法に比べ

まして維持管理費が高くつくということ、かつ、溶かしてという可溶式な設備であるため、処理に与える影響も大きいため、改善対策を行うことが必要であるとの結論に至りました。そのため、前処理設備として、除去設備を代わりに設置する運びとなりました。このし尿の改造工事に係る経費が増加している主な理由でございます。

今後も、経年に伴う大型機器類の定期整備が当然生ずることが見込まれますけれども、経済や財政状況が極めて厳しいことを再認識し、必要性、優先性、費用対効果等のダイアログを通じて、徹底的な事業の見直しを行い、より一層の経費の削減を組合に求めてまいりたいと思っております。

なお、平成26年度までは、先ほど説明しましたとおり、し尿系改造工事等を実施いたしますので、増額となりますけれども、実施計画によりますと、平成27年度からは減額に転じまして、その後は実績にもよりますけれども、横ばいか起債償還額が平成30年度より減額となりますので、減額となる見込みでございます。以上です。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） わかりました。

以前、例えばメタンガスを発生させて、ガス、それから発電装置を動かすなんていうようなことが非常に高額な負担になっているというような説明を聞いたことがあるのですけれども、その辺の改善は進んでいるのですか。

○議長（内堀恵人君） 尾台清注町民課長。

○町民課長（尾台清注君） メタン発酵による発電につきましては、検討の中でも、今後も続けていくというようでございます。今も言いましたように、下水道量、下水道の汚泥の増加が見込めていなかった。当初の計画から比べて少ないというようなこと、し尿の処理量が思うほど減っていないということで、し尿の処理というのが結構施設の方にも負担になることもありますので、先ほど説明したような事情を勘案して、改造計画を進めて、減少に向けて努力をしていきたいというふうに組合側にも投げかけ、組合側も検討しているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 池田議員。

○5番（池田健一郎君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

武井議員。

(9 番 武井 武君 登壇)

○ 9 番 (武井 武君) 9 番、武井であります。

1 点だけお聞きをしたいと思います。

午前中という中、町長の招集のあいさつの中で、地方交付税も減収になる、国では地方交付税を 1 7 兆円の減にしたいと、こういう所信表明といえますか、議会招集あいさつがありました。予算書を見せていただきますと、比較で 7, 8 0 0 万円の地方交付税増の予算を組まれているわけでございます。これは、町長が招集あいさつの中で言った地方交付税も減収になる。それを見込んでも 7, 8 0 0 万円の増になる。その増の積算根拠はどこにあるのか。あるいは通常でこの交付税を積算すると、もったの増額の交付税が見込めたのかどうなのか、お聞かせください。

○ 議長 (内堀恵人君) 土屋企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○ 企画財政課長 (土屋和明君) お答えをいたします。

普通交付税で本年度予算 7, 8 0 0 万円の増額を見込んだというのは、2 4 年度の実績を踏まえたうえで、推計をしてきてございますので、実際にその新たな人件費の問題ですとか、そういったことで削られてくることも加味したうえで、7, 8 0 0 万円の増額を見込んでも、交付税がこれだけの額見込めるのではないかという考え方での上であります。

○ 議長 (内堀恵人君) 武井議員。

○ 9 番 (武井 武君) それでは、町長の招集あいさつで言われました、地方交付税も減収になるというのは、この町長の減収というのは、どこの辺が、何が減収になるというふうにお考えか、お知らせください。7, 8 0 0 万円増額で組めますよと、2 4 年度実績であります、あるいは人件費の減、何の減も含めて、まだ 7, 8 0 0 万円の増額予算を見込めます、ということになれば、2 5 年度の地方交付税も減収になるというのは、町長のこれは考え方がおかしいのではなかろうかと、このように思うわけですがけれども、お聞かせください。

○ 議長 (内堀恵人君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) 政府の新年度予算につきましては、これは全国町村会の資料によっ

て、地方交付税などいわゆる地方が受け取るお金の総額ということで、全国的には2.2%の減になるということで、これは全国町村会の見解として出されているものをこの場で示させていただいたということでありまして、そういう内容となっておりますので。以上です。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） ま、3回目になる。最後ですけれども、そうすれば、2.2%の町村会、いろいろなことがなければ、これは通常で見込めば、7,800万円にプラスどのくらいの地方交付税の算入が見込めたわけですか。2.2%減収しますよと、こういうことなんですよ。ですけれども、その人件費だ、いろいろなものも引きながら、7,800万円の増額が見込めたということですから、その人件費の減額も何もいろいろなものを見込めなければ、通常では1億5,000万円ぐらいの増額が認められたとか、2億円ぐらいの増額が組めたとかという話になるかと思うのですけれども、その点をお聞かせください。

○議長（内堀恵人君） 土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 大変難しい質問をいただいておりますけれども、交付税。武井議員にいまさら、釈迦に説法になるかとは思いますが、入口と出口とあたり、それからあれで、実際のところは昨年見積もった金額と数字が大きく違って来たという状況のところ、財政係の方で見積もったものがこういった形になっているということでございまして、国全体の流れと、それから単独市町村、それぞれの町村での状況は若干異なってくる。その時々々の要因がございまして、変わってまいりますので、一概にこうだということで、今回のものが端的にそういう見直しが行われたから、幾らになりますという回答をちょっと求められても試算には大分時間がかかるということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（内堀恵人君） 武井議員。

○9番（武井 武君） ですからね、町長。余りにも地方交付税減収になるとか、17兆円の減、御代田町は確かに国全体ではそうなんですけれども、御代田町では7,800万円の増額予算を組めるんですよ。ですから、余りにも住民の危機感を頭ごなしに煽るような招集あいさつはやめてほしいと申し上げて、終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第29 議案第25号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計

予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第29 議案第25号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の258ページをお願いいたします。

議案第25号 平成25年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,343万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算による。

平成25年2月7日 同意

御代田財産区管理会長 柳澤忠良

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。款1、財産収入。項1、財産運用収入。373万3,000円の計上でございます。こちらにつきましては、ハートピアの貸付料の減額がございまして、369万3,000円余の減額となっております。

項2、財産売払収入でございますが、こちらは、1,000円の項目取りでございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。970 万円の計上でございまして、280 万円の減となっております。昨年は小中学校への楽器購入の関係がございまして、減額となっております。

款 3、項 1、繰越金でございますが、こちらは1,000円ということで、項目取り。

款 4、諸収入。項 1、雑入。こちらも1,000円の計上で、項目取りでございました。

歳入合計が1,343万6,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款 1、総務費。項 1、総務管理費1,331万5,000円の計上でございまして、こちらは委員報酬、管理委託料等の計上でございます。

款 2、項 1、予備費でございますが、12万1,000円の計上で、歳出合計が1,343万6,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 30 議案第 26 号 平成 25 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 30 議案第 26 号 平成 25 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の 259 ページをお願いいたします。

議案第 26 号 平成 25 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案につい

てご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ368万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月19日 同意

小沼地区財産管理委員会委員長 金澤 正

2ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、財産収入。項1、財産運用収入。18万4,000円の計上でございます。こちらは基金利子でございます。

項2、財産売払収入。1,000円ということで、項目取りであります。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。350万円の計上で、昨年と同額でございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。1,000円ということで、項目取りでございます。

款4、諸収入。項1、雑入。1,000円の計上で、こちらも項目取りでございます。歳入合計が368万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、総務費。項1、総務管理費。354万1,000円の計上でございます。こちらは委員報酬、管理委託料等でございます。

款2、項1、予備費。14万6,000円を計上させていただきまして、歳出合計が368万7,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第31 議案第27号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について――

○議長(内堀恵人君) 日程第31 議案第27号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の260ページをお願いいたします。

議案第27号 平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の国民健康保険(事業勘定)特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ15億4,062万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

ということで、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。款1、項1、国民健康保険税。3億7,455万円ということで、課税所得、落ち込んでおりますので、前年より731万1,000円の減額計上となっております。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。療養給付費等負担金等でございますが、23年度の実績をもとに、24年度の見込み額を算出いたしまして、2億9,794万2,000円の計上でございます。

項2、国庫補助金。調整交付金等でございますが、これも23年度の実績を見まして、7,193万4,000円の計上ということでございます。

款4、県支出金。項1、県負担金。高額共同事業負担金等でございますが、こちらも23年度実績を見まして、1,268万9,000円。

項2、県補助金。県の財政調整交付金等でございますが、こちらも実績を見合わせて、7,663万9,000円という計上になっております。

款5、療養給付費交付金。退職医療の関係でございますけれども、退職者の60歳から64歳、退職者の医療費給付分として交付されるものでございますが、こちらは1億339万7,000円という計上になっております。

款6、前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の給付費に対して交付されるものでございまして、2億6,044万9,000円という計上でございます。

款7、共同事業交付金でございますが、高額医療に対する国保連からの交付ということで、こちらも3年間の実績から算出いたしまして、1億5,592万5,000円の計上でございます。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。基金利子として32万円の計上をしております。

款9、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入れについては、7,996万8,000円計上しております。

3 ページをお願いいたします。項 2、基金繰入金でございますが、今年度は 6, 0 0 0 万円を見込んでおります。

それから款 1 0 の繰越金でございますけれども、4, 5 0 0 万円。

款 1 1 の諸収入でございますけれども、項 1、延滞金、加算金及び過料でございますが、昨年と同額の 1 0 0 万 1, 0 0 0 円。

項 2、受託事業収入。個別検診の個人負担金で 3 0 万円の計上。

項 3、雑入。第三者行為等の納付金で 3 1 万 1, 0 0 0 円。

歳入合計が 1 5 億 4, 0 6 2 万 5, 0 0 0 円の計上でございます。

4 ページをお願いいたします。歳出でございますけれども、款 1、総務費。項 1、総務管理費。こちらにつきましては、高齢者受給者証の印刷のし直し等を見越しまして 4 4 6 万 3, 0 0 0 円。若干多めの計上となっております。

項 2 の徴税費。3 7 1 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

項 3 の運営協議会費でございますけれども、1 2 万 2, 0 0 0 円の計上でございます。

款 2 の保険給付費でございますが、項 1、療養諸費につきましては、若干の伸びを見込みまして、8 億 8, 2 1 0 万 9, 0 0 0 円の計上。

項 2 の高額療養費につきましても同様で、1 億 3 0 2 万 4, 0 0 0 円ということ で計上しております。

項 3、出産育児一時金。2 0 件見込みまして 8 4 0 万 5, 0 0 0 円。

それから項 4 の葬祭費につきましては、2 0 名分見込みまして 6 0 万円という計上 になっております。

款 3、後期高齢者支援金等でございますが、2 億 9 5 3 万 7, 0 0 0 円の計上 で ございます。

款 4、前期高齢者納付金等でございますが、こちらは 2 8 万 2, 0 0 0 円。

款 5、老人保健拠出金でございますが、1 1 万円の計上でございます。

款 3 から款 5 につきましてはいずれも支払基金からの歳入となっております。

それから款 6、介護納付金でございますが、こちらは 1 億 2 0 2 万 3, 0 0 0 円 の計上でございます。

それから款 7、共同事業拠出金でございますけれども、1 億 8, 2 4 3 万円の計 上。

款 8、保健事業費でございますが、5 ページをお願いいたします。項 1、特定健診等事業費といたしまして、1, 0 1 4 万 2, 0 0 0 円の計上。

項 2、保健事業費として 1, 2 6 5 万 9, 0 0 0 円でございます。

款 9 の基金積立金でございますが、3 5 万円の歳出を見込んでおります。

款 1 0、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが 1 6 5 万円。

款 1 1 の予備費としまして、1, 9 0 0 万 7, 0 0 0 円ということで、歳出合計 1 5 億 4, 0 6 2 万 5, 0 0 0 円という計上となっております。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

（1 番 野元三夫君 登壇）

○1 番（野元三夫君） 議席番号 1 番、野元です。

今課長の説明の中で、前年度所得が減少したということで、保険税が 7 3 1 万 1, 0 0 0 円の減額を見込んでいる中で、基金からの繰入れが 6, 0 0 0 万円ということで予算計上されているのですが、こちらで 2 5 年度の国保会計の見込みと、それから、今基金として積み立てているのがどのくらいあるのか。その 2 点をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 小山岳夫保健福祉課長。

○保健福祉課長（小山岳夫君） まず、税收の 7 3 0 万円マイナスのこととございますけれども、先ほど申し上げましたように、農業所得が大きく落ち込み、課税標準額が前年度の 1 5 % 程度という見込みのため、国保税収入が大きく減っているという状況でございます。

ただ、2 4 年度は徴収率を 9 2 % で見えておりました。2 5 年度に関しましては、9 3 % で算出しております。更に徴収率を上げるという算出をしておりますので、前年比 7 3 0 万円程度までの落ち込みにとどまっているという状況でご理解いただければと思います。

国民健康保険の支払準備基金の積立額でございます。平成 2 3 年度に 4, 0 4 5 万円積み増しできました。現在の総額は、1 億 7 3 2 万円ということになっており

ます。24年度の国保会計では、基金取り崩しを予算上で3,000万円見込んでいる状況でございます。この取り崩し額をできるだけ減らして、25年度予算に引き継ぎたいと考えているところでございます。

予測なんですけれども、今のところ、あと1カ月分の医療費の支払いを残しているので、取り崩し額が幾らになるのか正確な数字は今のところお示しできませんけれども、高額な手術が集中したために、医療費がかなり高騰した時期がございました。7月から9月でございます。このときの医療費の状況に比べますと、現在は約1,000万円ほどひと月の支払いが少なくなっているという状況でございます。こういった状況ですので、できるだけ基金の取り崩し額を圧縮できるのではないかといいふうに予想はしております。できるだけ0に近づけたいというところを期待しているところでございます。そういった形で、平成25年度予算に持ち越してまいります。

平成25年度予算は、6,000万円の基金取り崩しをとりあえず組んでいるという状況でございます。厳しい予算編成、財政運営の状況であることは否めない状況でございますが、これにつきましても、この取り崩し額が減額できるか否か。これを左右するのは、今後の医療費の動向次第という状況でございます。その動向を注視して、対策等をまた考えてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時59分）

（休 憩）

（午後 3時14分）

○議長（内堀恵人君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

――日程第32 議案第28号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第32 議案第28号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の261ページをお願いいたします。

議案第28号 平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成25年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,788万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第200条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。款1、保険料。項1、介護保険料。被保険者数の増加等に伴いまして、1

億 9, 045 万 4, 000 円の計上でございます。

款 2、分担金及び負担金。項 1、分担金。介護予防事業に係る利用者の負担金といたしまして、109 万 9, 000 円を見込んでおります。

款 3、使用料及び手数料。項 1、手数料。督促手数料でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。介護給付費の国庫負担金として、1 億 6, 171 万 9, 000 円を見込んでおります。

項 2、国庫補助金。こちらは国の調整交付金になってまいりまして、6, 063 万 8, 000 円の見込みでございます。

款 5、支払基金交付金でございますけれども、今年度につきましては、2 億 7, 615 万 4, 000 円という見込額でございます。

款 6、県支出金。項 1、県負担金ということで、こちらも介護給付費の負担金になってまいりまして、1 億 3, 369 万 4, 000 円の計上でございます。

項 2、県補助金。地域支援事業、介護予防事業になってまいりますけれども、こちらの県補助金が 431 万 2, 000 円の見込みでございます。

それから款 7、財産収入。項 1、財産運用収入につきましては、基金利子として 1 万 6, 000 円の計上でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。一般財源からの介護給付費に対して補てんをするものでございまして、法定内の補てんをいたすものでございまして、1 億 4, 212 万 3, 000 円の計上をしております。

それから項 2、基金繰入金でございますが、介護保険財政安定化基金、これが県の方から今年度入ってまいりました。454 万円ほど入ってまいりまして、これを 3 年間かけて取り崩して、一般会計に繰り入れ、介護給付費の安定化に努めなさいという形で、県から下りてきた積立金を 151 万 4, 000 円、3 分の 1 の額を基金繰入金として特別会計に繰り入れるものでございます。

それから、款 9 の繰越金でございます。項 1、繰越金はすみません、3 ページをご覧ください。300 万円を計上しております。

款 10、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料につきましては、1 万円。

項 2、サービス収入。要支援者の居宅介護予防支援サービス計画の作成費として 312 万円の計上。

項 3 の雑入といたしまして、3, 000 円。

歳入合計が9億7,788万円でございます。

4ページをお願いいたします。款1、総務費でございますけれども、1,663万7,000円の計上でございます。

款2、保険給付費でございますけれども、こちらは9億902万5,000円の計上ということでございます。

それから款3、地域支援事業費でございますけれども、項1、介護予防事業費として、要介護前の予防ということで、ニチイ・記念病院等への委託事業として実施してまいりますが、1,264万4,000円を計上させていただいております。

項2、包括的支援事業・任意事業費。包括支援センター職員3名分の人件費の計上で、2,353万2,000円でございます。

款4、基金積立金。こちらにつきましては、利子分5万円。

款5の諸支出金でございますけれども、保険料、歳出還付費用といたしまして、5万1,000円を計上しております。

款6、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、こちらにつきましては67万円。

款7、ボランティアポイント事業費として84万2,000円。

款8の予備費といたしまして、1,442万9,000円。

歳出合計、9億7,788万円の計上でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第33 議案第29号 平成25年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第33 議案第29号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の262ページをお願いいたします。

議案第29号 平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第211条第1項の規定により、平成
25年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところに
よる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億962万3,000円と
定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出
予算」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入。款1、後期高齢者医療保険料。7,867万9,000円の計上でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。督促手数料として4万5,000円。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。基盤安定の保険料軽減分の補てんといた
しまして、2,849万1,000円。

それから款4、繰越金。1,000円予算計上でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。5万円。

項2、償還金及び還付加算金。2,000円。

項3、雑入。235万5,000円の計上となっております。歳入合計が1億
962万3,000円ということでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。款1、総務費。項1、総務管理費。事務に必要な庶務的経費として159
万8,000円計上しております。

項 2、徴収費。48万4,000円。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、1億495万3,000円。

款 3、保健事業費。項 1、健診事業費。後期高齢者健診等の委託料として139万6,000円。

項 2、保健事業費。人間ドック等の補助金といたしまして104万円の計上。

それから款 4、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金といたしまして、15万円。

款 5、予備費。2,000円の計上。

歳出合計が1億962万3,000円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第34 議案第30号 平成25年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第34 議案第30号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の263ページをご覧ください。

議案第30号 平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定める

ところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ685万円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、県支出金。項1、県補助金。本年度予算額は21万8,000円でございます。償還事務費、定額でございますが、これは4分の3、補助でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計から488万7,000円の繰入れでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。項目設定でございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。174万3,000円。

項2、延滞金、加算金及び過料につきましては、項目設定でございます。

歳入合計が685万円でございます。住宅改修資金が4件、宅地取得資金が19件、住宅新築資金が21件、前年と同数の44件の償還が続いております。現年分の最終償還年月は、平成32年7月となっております。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、土木費。項1、住宅費。本年度予算額32万円。口座振替手数料、切手代、消耗品等の事務費でございます。

款2、公債費。項1、公債費。町債の元利償還金が653万円でございます。こちらの町債の償還の最終年度は、平成31年度となっております。

歳出合計が685万円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第35 議案第31号 平成25年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第35 議案第31号 平成25年度御代田町簡易水道事業
特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の264ページをご覧ください。

議案第31号 平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,674万9,000円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。本年度予算額323万円。支障管切り回しの費用負担金及び新規加入金13万円×20件などを見込んでおります。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。7,350万円。平成23年度の調定実績から、近年の節水傾向を推計しております。

項2、手数料。給水管の取り出し工事ですとか、開栓手数料、督促手数料でございます。76万円でございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。基金の預金利息でございます。80万円でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計から消火栓管理手数料、あと小沼簡水からの按分経費といたしまして、337万6,000円。

項2、基金繰入金。統合経費に係る基金からの繰入れでございますが、500万円でございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。項目設定でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。主に延滞金でございますが、8 万 1, 0 0 0 円でございます。

項 2、雑入につきましては、項目設定でございます。

歳入合計が 8, 6 7 4 万 9, 0 0 0 円でございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、経営管理費。項 1、総務費。浅麓水道からの受水費 2, 6 0 0 万円余。あと、町債の償還金元利などを合わせまして、4, 3 2 1 万 3, 0 0 0 円でございます。

項 2、施設管理費。修繕費、検針委託料、水質検査の委託料などで 1, 0 2 8 万円でございます。

款 2、建設改良費。1、建設改良事業費。西軽の配水管布設替工事、延長で 3 3 0 メートルほどを予定しておりまして、9 2 1 万円でございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。小沼簡水へ統合経費などの按分経費の繰出しでございます。2, 1 1 4 万円でございます。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。基金利子分の積み立て義務があるため、8 0 万円でございます。

款 5、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、2 1 0 万 6, 0 0 0 円となっております。

歳出合計が 8, 6 7 4 万 9, 0 0 0 円でございます。

以上のおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（内堀恵人君） 日程第36 議案第32号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の265ページをお願いいたします。

議案第32号 平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,218万3,000円と定める。

2 款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の3ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。支障管切り直し費用の負担金及び新規加入金13万円×35件などを見込んでおります。527万7,000円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。平成23年度の調定実績から節水傾向等を推計しております。8,700万円でございます。

項2、手数料。給水管の取り出し工事、開栓、督促手数料など93万5,000円でございます。

款3、財産収入。項1、財産運用収入。基金の預金利息でございます。140万円。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計から消火栓管理料等の繰入金と、御代田簡水一般会計の方から、統合経費、按分経費等を繰り入れる予定でございます。3,741万8,000円でございます。

基金繰入金につきましては、今年度は予算はございませんので、表示のみでございます。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。項目設定でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。延滞金でございますが、15万1,000円でございます。

項 2、雑入。項目設定でございます。

歳入合計が1億3,218万3,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、経営管理費。項 1、総務費。職員2名、臨時職員2名の人件費、事務費、町債償還金などに加えまして、統合経費、3,230万円を見込んでおりまして、8,918万円でございます。この統合経費につきましては、上水道事業への認可申請等の手続き、あるいは企業会計、複式簿記システムの導入、併せてコンビニ収納のシステム導入を予定しております。

項 2、施設管理費。修繕費、検針、水質検査の委託料などで、1,918万7,000円。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。舟ヶ沢の配水管布設替え及び蟻ヶ沢水源、フェンスが大分痛んできておりますので、張り替え工事を予定しております。672万4,000円でございます。

款 3、繰出金。項 1、他会計繰出金。御代田簡水へ按分経費でございます。196万8,000円。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。基金への積み立てが1,340万円を予定しております。

款 5、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によるもので、172万4,000円でございます。

歳出合計が1億3,218万3,000円となっております。

以上とおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の 2 6 6 ページをご覧ください。

議案第 3 3 号 平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の 1 ページをご覧ください。

平成 2 5 年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 4, 9 2 7 万 6, 0 0 0 円と定める。

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

次の 2 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。受益者負担金、5 3 2 件。あと受益者分担金、特環の方ですが、2 4 件と滞繰分を見込んでおります。1, 4 7 1 万円でございます。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料。平成 2 3 年度の調定実績に新規接続等がございますので、それらから推計しております。2 億 6, 9 0 8 万 5, 0 0 0 円でございます。

項 2、手数料。指定工事店の申請手数料、督促手数料などで 1 7 万 4, 0 0 0 円でございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫補助金。御代田浄化管理センターの耐震診断 2 分の 1 補助金で 5 7 0 万円を見込んでおります。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。一般会計から 2 億 2, 4 4 0 万 3, 0 0 0 円を見込んでおります。

款 5、繰越金。項 1、繰越金。1 0 0 万円、前年と同額を見込んでおります。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料。主に延滞金でございますが、1 2 0 万 1, 0 0 0 円を見込んでおります。

項 2、雑入。3 項目ございまして、3, 0 0 0 円の項目設定でございます。

款 7、町債。項 1、町債。1 億 3, 3 0 0 万円。事業債と資本費平準化債でございます。

歳入合計が 6 億 4, 9 2 7 万 6, 0 0 0 円となっております。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、土木費。項 1、都市計画費。通年の維持管理経費と耐震診断、2 5 年度予定しておりますので、それとまち交の函渠布設替え工事が今年度ございせんので、増減いたしまして、1 億 8, 0 0 0 万 1, 0 0 0 円を見込んでおります。

款 2、公債費。項 1、公債費。町債の元利償還金でございます。4 億 6, 7 2 7 万 5, 0 0 0 円。

款 3、予備費。項 1、予備費。2 0 0 万円。前年と同額を見込んでおります。

歳出合計が 6 億 4, 9 2 7 万 6, 0 0 0 円となっております。

次の 4 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債。

起債の目的、公共下水道事業債で、限度額が前年と同様で 1, 9 0 0 万円。資本費平準化債、平成 2 4 年度、前年度は 1 億 1 0 0 万円でしたが、今年度につきましては、1 億 1, 4 0 0 万円を見込んでおります。

合計いたしまして、1 億 3, 3 0 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第38 議案第34号 平成25年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第38 議案第34号 平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の267ページをご覧ください。

議案第34号 平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,038万4,000円と定める。

2 款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、分担金。受益者分担金でございます。修繕費の7%でございます。64万4,000円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料。平成23年度水洗化戸数154戸で、前年と同数でございます。平成23年度の実績から推計しております。945万8,000円でございます。

項2、手数料は項目設定でございます。

款3、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計より2,027万8,000円を

予定しております。

款4、繰越金。項1、繰越金。項目設定でございます。

款5、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。及び、項2、雑入につきましては、それぞれ項目設定でございます。

歳入合計が3,038万4,000円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、農林水産業費。項1、農地費。破碎機、脱水機のオーバーホール、水中攪拌ポンプの交換、維持管理、通常の通年の維持管理委託料などでございますが、1,255万1,000円でございます。

款2、公債費。項1、公債費。町債の元利償還金が1,698万3,000円でございます。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整で85万円となっております。

歳出合計が3,038万4,000円となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第39 議案第35号 平成25年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第39 議案第35号 平成25年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の268ページをご覧ください。

議案第35号 平成25年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算

案について、別冊のとおり提出いたします。

次の予算書の1ページをご覧ください。

平成25年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,246万円と定める。

2 款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。款1、使用料及び手数料。項1、使用料。稼動が97基ございます。前年と同数でございます。こちらに節水傾向を加味いたしまして、535万円となっております。

項2、手数料につきましては、項目設定でございます。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計より710万7,000円を予定しております。

款3、繰越金。項1、繰越金。項目設定でございます。

款4、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料につきましても、項目設定でございます。

歳入合計が1,246万円でございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、衛生費。項1、保健衛生費。通常の通年の修繕費、維持管理委託料などで、612万円となっております。

款2、公債費。項1、公債費。町債の元利償還金が594万円でございます。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、40万円となっております。

歳出の合計が1,246万円でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第40 議案第36号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案

について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第40 議案第36号 平成24年度御代田町一般会計補正
予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の269ページをお願いいたします。

議案第36号 平成24年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をい
たします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,256万5,000
円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億129万7,000円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用す
ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページから5ページまでの款項の区分ごとの金額につきましては、資料番号3
でご説明をさせていただきます。

それでは、歳入からでございます。款6、項1、地方消費税交付金。既定額から

107万6,000円の減額でございまして、こちらは確定によるものでございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料でございしますが、10万円の増額補正でございまして、道路占用料等で電柱の増設がございました。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金でございしますが、既定額に260万6,000円を増額するものでございまして、障害者自立支援給付費の負担金でございまして。

項2、国庫補助金でございしますが、5,450万3,000円の増額補正でございまして、まちづくり交付金関係で3,000万円。学校施設環境改善交付金で3,330万円。社会資本整備総合交付金では、740万円余の減でございまして。

款15、県支出金。項1、県負担金。16万6,000円の減でございまして、後期高齢者の基盤安定が146万9,000円の減、障害者自立支援給付費負担金が130万3,000円の増等々でございまして。

項2、県補助金。既定額から1,036万4,000円を減ずるものでございまして、国土地籍調査事業補助金で300万円余、子宮頸がんワクチン接種補助金で270万円余、緊急雇用創出事業で180万円余の減額がそれぞれ見込まれております。

項3、委託金でございしますが、既定額から2万7,000円を減額するものでございまして、農業者年金事務委託金と輸出生産実態調査交付金の関係で、それぞれ確定による減でございまして。

款16、財産収入。項1、財産運用収入。既定額から245万2,000円を減額するものでございまして、基金利子で2年定期として中間利子がないものがございました。これを減額するものでございまして。

項2、財産売払収入。既定額に292万6,000円を増額するものでございまして。本年度売払いが8件、740平米を売却してございまして。

款17、寄附金。項1、寄附金でございしますが、62万8,000円を増額するものでございまして、ふるさと納税寄附金で55万9,000円、一般寄附金で6万9,000円の増額でございまして。

款18、繰入金。項1、基金繰入金でございしますが、既定額から390万円を減額するものでございまして、教育施設整備基金からの繰入れを減額いたしました。

款 20、諸収入。項 2、町預金利子でございます。19万8,000円の増額でございます。歳計現金預金利子でございます。

項 3、貸付元利収入でございます。既定額に336万円を増額するものでございまして、奨学金の返還金2名の方が一括償還をなさいました。

項 4、雑入。既定額に59万9,000円を増額するものでございまして、市町村宝くじ交付金が44万9,000円、タクシー券売払収入で8万2,000円余でございます。

次のページをお願いいたします。町債でございます。款 21、項 1、町債。既定額から1億6,950万円を減額するものでございまして、主にまちづくり交付金事業債で2億2,050万円を減額するのが主な要因でございます。

歳入合計から1億2,256万5,000円を減額して、歳入合計64億129万7,000円とするものでございます。

続きまして次のページ、3ページ、歳出でございます。款 1、項 1、議会費でございます。既定額から22万2,000円の減額でございます。特別委員会の補助、それから印刷製本費等で不用減が出てございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。8,816万4,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、役場庁舎整備基金積立金に1億円を計上したことによります。

項 2、徴税費。8万3,000円の減でございます。こちらにつきましては、一般職員の共済費関係で60万1,000円の増、地籍図修正委託金で30万円余の減、土地台帳等照合整備委託料等で16万5,000円の減等でございます。

項 3、戸籍住民基本台帳費でございますが、10万1,000円の増でございます。こちらにつきましては職員共済組合負担金の増であります。

項 5、統計調査費でございますが、既定額から1,000円の減額でございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費で72万8,000円の減でございますが、障害者自立支援給付費では521万1,000円の増額をお願いしてございまして、共同作業所の改修工事が完了しまして200万円の減、それから後期高齢者特別会計繰出金が195万9,000円の減等となっております。

項 2、児童福祉費でございますが、1,662万5,000円の減額でございます。保育所運営費で1,013万円余、保育園の臨時職員賃金で300万円余、

保育委託料ということで270万円余のそれぞれ減額となっております。

款4、衛生費。項1、保健衛生費でございますが、既定額から690万6,000円を減額するものでございまして、主には予防接種医師委託料で672万4,000円の減が要因でございます。

項2、清掃費。既定額から60万8,000円を減額するものでございまして、集団資源回収事業報償金で22万円。印刷製本費で16万8,000円。最終処分場の水質検査委託料で12万円等の不用額が出てございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費。既定額から358万4,000円を減ずるものでございまして、そば耕作者補助金が120万円、産地再生施設整備交付金が108万9,000円、新規就農総合支援補助金が75万円の減、等々でございます。

項2、林業費でございます。既定額から46万5,000円を減額するものでございまして、林道補修原材料、重機借上、林道補修賃金等不用額でございます。

項3、農地費。既定額から544万7,000円を減額するものでございまして、地籍測量委託料で402万円の減、用排水路改良工事で150万円の減、等々でございます。

款7、項1、商工費でございますが、8万6,000円の増額、これは職員の共済組合負担金でございます。

款8、土木費。項1、土木管理費。既定額から35万5,000円を減額するものでございまして、県道改良負担金50万円の支出が不用になったのが、主な原因でございます。

○議長（内堀恵人君） 議案上程中でございますが、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

お願いします。

○企画財政課長（土屋和明君） 次の4ページをお願いいたします。

項2、道路橋梁費でございますが、補正額、既定額から2億2,469万1,000円を減ずるものでございまして、しなの鉄道栄橋架替工事の委託料で1億2,390万円、まち交の補償料で7,800万円余、橋梁修繕事業費で1,340万円余の減となっております。

項4、都市計画費。既定額から63万4,000円を減額するものでございまして

て、公園管理委託料で74万9,000円の減となったのが要因でございます。

項5、住宅費。既定額から160万9,000円を減額するものでございまして、こちらは分筆登記手数料で160万円の減が主要因であります。

款9、消防費。項1、消防費でございますが、975万1,000円を減額するものでございまして、佐久広域消防関係負担金で586万5,000円余の減、消防詰所工事の関係で176万7,000円余の減、災害救援関係経費で90万円の減、等々でございます。

款10、教育費。項1、教育総務費でございますが、既定額から38万6,000円を減額するもので、奨学金で24万円。教職員の結核・胃検診委託料で20万5,000円等々が要因であります。

項2、小学校費でございますが、25年度の一般会計でも説明をさせていただきましたが、北小学校大規模改造工事1億円と工事監理委託料250万円等を増額させていただいた関係で、9,808万9,000円の増額となっております。

項3の中学校費でございますが、411万7,000円の減となっております。外構工事で315万円、外構工事設計監理委託料で93万7,000円の減、等々であります。

項4の社会教育費でございますが、34万2,000円の増額でございまして、こちらは一般職員の人件費、それから臨時職員賃金で増額になってございます。

項5、保健体育費。既定額から1,134万8,000円を減するものでございまして、海洋センターの耐震改修工事が845万2,000円、それから設計委託で175万3,000円の減、等々でございます。

項6、学校給食費でございますが、7万8,000円。これは一般共済組合負担金、一般職の共済組合負担金の減でございます。

予備費で2,170万9,000円を減額させていただきまして、歳出合計、既定額から1億2,256万5,000円を減額し、64億129万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の6ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。しなの鉄道緊急老朽化対策事業負担金ということで、こちらで359万6,000円でございます。

款 3、民生費。項 1、社会福祉費。地域介護福祉空間整備事業費でございます、6, 278万8, 000円。こちらは、児玉区と清万区の関係で、事業が完全完了できないということでございます。

款 6、農林水産業費。項 3、農地費。まちづくり交付金事業の水路改良でございます、下藤塚9工区、3, 532万円。

款 8、土木費。項 2、道路橋梁費。まちづくり交付金事業道路改良関係、雪窓向原、3工区、街路灯設置工事等で7, 720万5, 000円。それから道路新設改良事業で1億7, 560万円。こちらにつきましては、緊急防災・減災関連の大星線、久能の梨沢線等でございます。

款 10、教育費。項 2、小学校費。北小学校大規模改造事業1億250万円でございます。

次の7ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございます。

まず、追加でございますが、学校教育施設等整備事業債、限度額が6, 670万円でございます、起債の方法は証書借入れ、又は証券発行。利率は年4%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。政府資金については、その他融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

変更でございます。

公共事業等債は、限度額、補正前が8億90万円でしたが、これを6億40万円とするものでございます。

それから、緊急防災・減災事業でございますが、2億2, 460万円を2億1, 440万円とするものでございます。施設整備事業債、一般財源化部分でございますが、170万円を160万円に改めるものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元議員。

(1番 野元三夫君 登壇)

○1番(野元三夫君) 議席番号1番、野元です。

この資料番号3の、3ページの総務費の中で、役場庁舎整備基金積立金1億円ということが計上されているのですが、24年度末での積立て総額と、それから役場庁舎の改築等々の進み具合というのは、どのようになっているのか、その2点をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 土屋企画財政課長。

○企画財政課長(土屋和明君) 答えいたします。

お尋ねの、役場庁舎整備基金の24年度末残高、見込みでございますが、23年度末の残高が8億円でございます。24年度9月補正で2億円を計上させていただきました。今回、3月補正で1億円、計3億円を積み増しして、24年度末の積立金は、11億円と予定しております。以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 清水総務課長。

(総務課長 清水成信君 登壇)

○総務課長(清水成信君) 役場庁舎の整備の進捗状況といいますか、その辺で答えをさせていただきます。

役場の庁舎の整備計画につきましては、役場の庁舎整備検討委員会を立ち上げて、昨年7月より検討をいただいているところであります。町の役場の庁舎整備の基本的な考え方、あるいはスケジュール等を説明をさせていただき、9月には現在の役場の庁舎の方も現状を見ていただいたりして、耐震診断をした結果に基づき、耐震補強工事をして、事務所の不足部分を増築するのか、あるいはまた新たに建て替えるのかという検討をお願いしてきたところであります。

その後、11月には、同規模の実際の庁舎の視察等をしていただいた中で、今年に入りまして、2月の検討委員会で協議をいただきました。委員会としては、新たに建て替えるという方向づけがされたところであります。

今後についてですけれども、今後、建て替える場所等候補地等について、町の方から示させていただく中で、検討委員会で検討していただき、委員会の方からの町の方へ答申をしていただくというような形で、現在進めているところであります。

以上です。

○議長（内堀恵人君） 野元議員。

○1番（野元三夫君） 終わります。

○議長（内堀恵人君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第41 議案第37号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第41 議案第37号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

（保健福祉課長 小山岳夫君 登壇）

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書270ページをご覧ください。

議案第37号 平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出するものであります。

予算書1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ38万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億7,005万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。特定健診国庫負担金確定に伴う減額でございます、35万1,000円。

項2、国庫補助金。高齢者医療制度円滑導入補助金の確定によりまして、7万円の増額。

款8、財産収入。項1、財産運用収入。利回りが2年満期の利子ということになりましたので、10万5,000円の減額でございます。

ということで、歳入合計でございますが、16億7,005万2,000円ということになります。

3ページをお願いいたします。

歳出。款1、総務費。項1、総務管理費。財源変更でございます。

款2、保険給付費。項2、高額療養費。こちらも財源変更でございます。

款4、項1、前期高齢者納付金等でございますが、納付額が確定いたしまして、20万8,000円の減額。

款7、項1、共同事業拠出金でございますが、こちらも拠出金額の確定によりまして、80万7,000円の減額。

款8、保健事業費。項1、特定健康診査等事業費でございますが、実績見込みによりまして、132万5,000円の減額でございます。

項2、保健事業費。支払委託料がおおむね確定いたしまして、39万2,000円の減額。

款9、項1、基金積立金。こちらも歳入と同様、2年満期の利子ということで、15万円の減額を行っております。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。償還金が確定いたしまして、10万円の減額。

款11、予備費として、259万6,000円増額いたしまして、歳出合計16億7,005万2,000円ということになっております。以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第42 議案第38号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第42 議案第38号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長（小山岳夫君） 議案書の271ページをお願いいたします。

議案第38号 平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ488万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億6,872万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款1、保険料。項1、介護保険料。普通徴収に関する被保険者の増加等によりまして、82万6,000円の増額でございます。

款４、国庫支出金。項１、国庫負担金。国の内示によりまして３６万円の増額。
項２、国庫補助金。こちらは交付決定に伴いまして３８万２，０００円の増額。
款５、項１、支払基金交付金でございますが、内示によりまして、８２７万
３，０００円の減額となっております。

それから款６、県支出金。項２、県補助金。交付決定によりまして１９万円。

款８、繰入金。項１、他会計繰入金。給付費の増に伴う繰入れになりまして、
１６３万５，０００円の増額でございます。

歳入合計、９億６，８７２万１，０００円でございます。

３ページをお願いいたします。歳出。款１、項１、総務費。介護認定審査会負担
金の確定に伴いまして、１０万４，０００円の増額。

款２、項１、保険給付費。各サービス給付の増加に伴いまして、１，１００万円
の増額。

款３、地域支援事業費。項２、包括的支援事業・任意事業費。こちら包括支援セ
ンターの職員３名分の給与、共済費負担率の変更に伴いまして、１５万６，０００
円の増額となっております。

款８、予備費でございますが、１，６１４万円減じまして、歳出合計９億６，８７２
万１，０００円となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第４３ 議案第３９号 平成２４年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第４３ 議案第３９号 平成２４年度御代田町後期高齢者医
療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山岳夫保健福祉課長。

(保健福祉課長 小山岳夫君 登壇)

○保健福祉課長(小山岳夫君) 議案書の272ページをお願いいたします。

議案第39号 平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、平成24年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を、別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億1,166万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。款1、項1、後期高齢者医療保険料。被保険者数の増加に伴いまして、236万3,000円増額となっております。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金。基盤安定負担金額の確定によりまして、195万9,000円の減額でございます。

歳入合計、1億1,166万円となっているものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出。款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金。40万5,000円の増額。

款5、予備費でございますけれども、1,000円減じまして、歳出合計が1億1,166万円ということでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(内堀恵人君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第44 議案第40号 平成24年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第44 議案第40号 平成24年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の273ページをご覧ください。

議案第40号 平成24年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、補正予算（第2号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,080万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,226万8,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。アパート等の新築により、新規加入金の増加がございまして、既定額に370万4,000円の増額をお願いいたします。

款2、使用料及び手数料。項2、手数料。新規つなぎ込みの増加に伴います設計審査検査手数料等の増加によりまして、既定額に20万7,000円の増額をお願い

いたします。

款 3、財産収入。項 1、財産運用収入。基金積立金の中間利息の減によりまして、既定額から 2 1 万 6, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。

款 4、繰入金。項 2、基金繰入金。負担金の増加及び入札差金、予備費の調整などにより、1, 4 5 0 万円を皆減するものでございますが、よろしくをお願いいたします。

歳入合計が既定額から 1, 0 8 0 万 5, 0 0 0 円を減額いたしまして、9, 2 2 6 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。

次の 3 ページをご覧ください。

歳出でございます。款 1、経営管理費。項 1、総務費。浅麓水道受水費の超過水量の月がなかったため、及び、消費税の中間納付額の減額によりまして、既定額から 2 4 5 万円の減額をお願いいたします。

項 2、施設管理費。西軽配水池の耐震診断入札差金などによりまして、既定額から 1 0 5 万円の減額をお願いいたします。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費。長坂受水槽の中央監視システムなどの入札差金によりまして、既定額から 6 6 6 万 8, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。

款 4、諸支出金。項 1、基金費。基金の積立金でございますが、既定額に 1 7 0 万円の増額をお願いいたします。

款 5、予備費。項 1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額から 2 3 3 万 7, 0 0 0 円の減額をお願いいたします。

歳出合計で、既定額から 1, 0 8 0 万 5, 0 0 0 円を減額いたしまして、9, 2 2 6 万 8, 0 0 0 円となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第４５ 議案第４１号 平成２４年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第４５ 議案第４１号 平成２４年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

（建設課長 荻原 浩君 登壇）

○建設課長（荻原 浩君） 議案書の２７４ページをご覧ください。

議案第４１号 平成２４年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、補正予算（第３号）を別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の１ページをご覧ください。

平成２４年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２８５万４，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１億２，５８１万２，０００円とする。

２ 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の２ページをご覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款１、分担金及び負担金。項１、負担金。新規加入の増、支障管工事の負担金の減などを調整いたしまして、既定額から５２万７，０００円の減額をお願いいたします。

款２、使用料及び手数料。項１、使用料。小諸市乗瀬地区への分水料金、小諸市が上水道を新規に整備いたしまして、必要がなくなりましたので、皆減でございます。これによりまして、既定額から２７９万８，０００円の減額をお願いいたします。

款３、財産収入。項１、財産運用収入。基金積立金の中間利息の減によりまして、既定額から３８万１，０００円の減額をお願いいたします。

款6、諸収入。項2、雑入。東電からの損害賠償金、放射性物質によります損害賠償金が27万5,000円収入となりました。それと、平成23年度の消費税の構成還付金57万6,000円等がございまして、既定額に85万2,000円の増額をお願いいたします。

歳入合計が既定額から285万4,000円を減額いたしまして、1億2,581万2,000円となるものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、経営管理費。項1、総務費。納付書などの印刷製本費の減によるもので、既定額から15万6,000円の減額をお願いいたします。

項2、施設管理費。水道メーターなどの原材料費の減でございますが、既定額から47万円の減額をお願いいたします。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。支障管移設工事の減、入札差金などによりまして、既定額から90万6,000円の減額をお願いいたします。

款4、諸支出金。項1、基金費。こちらは財源変更でございます。

款5、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額から132万2,000円の減額をお願いいたします。

歳出合計といたしまして、既定額から285万4,000円を減額いたしまして、1億2,581万2,000円となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第46 議案第42号 平成24年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について――

○議長（内堀恵人君） 日程第46 議案第42号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩建設課長。

(建設課長 荻原 浩君 登壇)

○建設課長(荻原 浩君) 議案書の275ページをご覧ください。

議案第42号 平成24年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、補正予算(第4号)を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の1ページをご覧ください。

平成24年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ148万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億6,238万9,000円とする。

2 補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、次の2ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金。特環受益者分担金の減によりまして、既定額から52万円の減額をお願いいたします。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。中学校の南側でございます上小田井雪窓線の切り回し工事が、工事費が確定いたしまして、それによりまして、一般会計からの繰入金が減額となるものでございます。

既定額から181万5,000円の減をお願いいたします。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料。延滞金の増加と過料5万円×6件の収入がございました。これは、届出前着工の発覚でございます。既定額に84万9,000円の増額をお願いいたします。

歳入合計が既定額から148万6,000円を減額いたしまして、6億6,238万9,000円となるものでございます。

次の3ページをご覧ください。

歳出でございます。款1、土木費。項1、都市計画費。先ほど申し上げました上小田井雪窓線、中学校南側の布設替えの入札差金などによりまして、既定額から201

万1,000円の減額をお願いいたします。

款2、公債費。項1、公債費。こちらは財源変更でございます。

款3、予備費。項1、予備費。歳入歳出の調整によりまして、既定額に52万5,000円の増をお願いいたします。

歳出合計が既定額から148万6,000円を減額いたしまして、6億6,238万9,000円となるものでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（内堀恵人君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第47 報告第1号 平成25年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長（内堀恵人君） 日程第47 報告第1号 平成25年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは議案書の276ページをお願いいたします。

報告第1号 平成25年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について、内容についてご説明をいたします。

右側のページをお願いいたします。

議案第4号 平成25年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算については、去る平成25年2月21日に御代田町土地開発公社理事会において議決を得ております。

次のページをお願いいたします。

平成25年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。

25年度の事業計画を次のとおりとする。

1といたしまして、用地購入計画ということで、用地名、都市計画街路用地。2、購入予定面積146.87平米。購入予定金額が226万9,582円ということで、平和台の上小田井雪窓線の用地でございます。

2ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町土地開発公社予算でございます。

(総則)

第1条 平成25年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入でございますが、第1款、事業収益で2万5,000円。内訳といたしましては、第1項の公有地取得事業収益1,000円、附帯等事業収益で2万4,000円。

第2款、事業外収益は、第1項、受取利息として1,000円で、収入合計で2万6,000円とするものであります。

支出でございますが、第1款、第1項、事業原価。公有地取得事業原価でございますが1,000円。

第2款、販売費及び一般管理費。項1、同じ項目で22万2,000円でございます。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息1,000円の計上でございますして、支出合計が22万4,000円ということで、収益的収入差引額が19万8,000円の赤字という形になります。

資本的収入及び支出でございますが、こちらには収入といたしましては予算はございません。支出といたしまして、資本的支出第7項の公社債償還金及び長期借入金償還金で、1,000円の計上でございますして、支出合計といたしましては、1,000円でございます。

次の4ページから15ページまでの内容の詳細や、予定損益計算書、予定貸借対照表等については、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○議長(内堀恵人君) 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成25年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

―――日程第48 報告第2号 平成24年度御代田町土地開発公社

変更事業計画及び補正予算の報告について―――

○議長(内堀恵人君) 日程第48 報告第2号 平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) 議案書の277ページをお願いいたします。

報告第2号 平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び補正予算の報告についてでございます。

内容についてご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

議案第2号 平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算につきましては、昨年平成24年12月21日、御代田町土地開発公社理事会において議決を得ております。

次の右の1ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画でございますが、既定の1、用地売却計画、こちらにつきましては削除でございますが、用地名、代替用地借宿小諸線の売却計画を削除いたしまして、新たに用地売却計画2といたしまして、旧鉄道用地の売却計画を計上するものでございます。

売却予定面積は276.62平米、売却予定金額は65万円ということです。こちらの用地は八ヶ倉地籍の旧カナグツ屋さんがあった南側、御影用水沿いの土地でございます。用水改良に伴い、県に売り渡すものでございます。

これに伴う補正予算は、次の2ページをお願いいたします。

平成24年度御代田町土地開発公社第1回補正予算でございます。

補正のあったところのみ申し上げます。

第1款、事業収益で、既定額から1,926万8,000円を減じまして、81万6,000円といたします。内訳といたしましては、公有地取得事業収益ということで、1,943万3,000円を減じて65万円。

第4項の附帯事業収益で、16万5,000円を増額いたしまして16万6,000円とするものでございます。

第2款、事業外収益の補正はございません。

収入合計で、既定額から1,926万8,000円を減じて、81万7,000円とするものでございます。

支出でございますが、事業原価、第1項、公有地取得事業原価で、既定額から1,911万円を減じて、56万7,000円とするものでございます。

それから第2款、第1項の販売費及び一般管理費でございますが、既定額から3万円を減額いたしまして、17万3,000円とするものです。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息でございますが、1万4,000円を皆減いたしまして、こちらの予算額は0といたしました。

支出合計で、既定額から1,915万4,000円を減額いたしまして、70万4,000円となりまして、収益的収入支出差引額は7万7,000円の黒の状況でございます。

次に右側のページ、3ページでございますが、資本的収入及び支出の予定額は、収入については補正はございません。

支出につきまして、第1款、資本的支出。第7項、公社償還金及び長期借入金償還金で、既定額1,530万円を皆減しまして0とするもので、支出合計も0でございます。

次の4ページから15ページの内容等については、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

次に、少しおめくりをいただきまして、15ページの次でございます、議案第3号をご覧いただきたいと思っております。

議案第3号 平成24年度御代田町土地開発公社第2回補正予算案につきましては、去る1月18日に御代田町土地開発公社の理事会において、議決を得ており

ます。

こちらの内容につきましては、議会で進めるようにということでございましたメルシャンの用地の取得のために、不動産鑑定と建物の除却経費等を算定のために、委託料を新たに計上したものでございます。

変更のあった箇所のみ説明申し上げます。

収入につきましては、変更はございません。

支出といたしまして、第1款、事業原価。第1項、公有地取得原価といたしまして、85万2,000円を新たに計上いたしまして、141万9,000円とするものでございまして、支出合計で85万2,000円を増額いたしまして、159万2,000円となりまして、収益的収入支出差引額は77万5,000円の赤という状況になります。資本的収入及び支出では、補正はございません。

4ページ以降は後ほどご覧いただきたいと思っております。

報告は以上です。

○議長（内堀恵人君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成24年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号から議案第42号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 4 2 分